

風水害等による被災住宅の応急復旧マニュアル

(改訂版 Vo.1)

令和4年5月

島根県建築住宅施策推進協議会

はじめに

島根県は、過去に大雨による災害が多く発生しており、特に昭和 58 年 7 月の山陰豪雨では、死者・行方不明者あわせて 107 人の犠牲者が出る大きな災害となりました。

近年は、気象条件等により台風や集中豪雨の規模が大きくなることが多く、平成 30 年 7 月豪雨や令和 2 年 7 月豪雨で、江の川流域において甚大な浸水被害が生じたことは、記憶に新しいところです。

風水害等により住宅が被災した場合、生活再建に向け、被災住宅の復旧を行うこととなりますが、その対応が遅れると、被災者は長期にわたって不便な生活を強いられることとなります。被災住宅を早期に復旧するためには、迅速な復旧支援を行う体制をあらかじめ構築しておくことが重要となります。

このことから当協議会では、島根大学学術研究院 小林 准教授を委員長として島根県の参画のもと「災害時の被災者支援検討委員会」を設置し、被災住宅の応急復旧のための基本的な手順を取りまとめた「風水害等による被災住宅の応急復旧マニュアル」を作成しました。

このマニュアルは、応急復旧を円滑に進めるための地域における協力体制、被災住民に対する相談窓口の設置、地域間の応援協力体制について、各主体が取り組むべき事項を整理しています。

今後、地方公共団体と地域の住宅、建築関係団体とが緊密に連携を図られ、被災者の自助努力による住宅再建を支援する応急復旧体制の構築に向けた取組を進められる中で、このマニュアルをご活用頂ければ幸いです。

令和 2 年 12 月

島根県建築住宅施策推進協議会 会長 今井久師

災害時の被災者支援検討委員会

委員会

◎小林 久高（島根大学学術研究院 准教授）

足立 正智（島根県建築士会／建築設計事務所飴屋工房 代表）

糸賀 寿夫（島根県建築技術協会／（有）糸賀工務店 代表取締役）

安達 盛二（島根県住まいづくり協会／円建創（株）代表取締役）

日野 友晴（島根県電業協会／大成電気水道工業（株）代表取締役）

池田 輝明（島根県管工事業協会／山陰冷暖（株）代表取締役）

角森浩一郎（島根県土木部建築住宅課 建築物安全推進室長）

◎委員長

ワーキンググループ

◎坪倉 菜水（島根県建築士会／コクーン設計舎 代表）

中島 竜（島根県建築技術協会／今岡工業（株）住宅事業部管理課長）

金見 誠司（島根県住まいづくり協会／（株）金見工務店 代表取締役）

金廻 光治（島根県電業協会／大成電気水道工業（株）取締役営業部長）

石橋 司朗（島根県管工事業協会／山陰クボタ水道用材（株）常務取締役）

西脇 泰子（島根県土木部建築住宅課 企画員）

菅原 啓吾（島根県土木部建築住宅課 企画員）

◎座長

目次

序章 マニュアルの使い方	01
1. マニュアルの目的	02
2. マニュアルの利用	02
3. 使用語句の定義	02
第1章 被災住宅の応急復旧体制の概要	04
1. 被災住宅の応急復旧	05
2. 応急復旧活動の主体	07
3. 島根県における被災住宅の応急復旧体制	08
4. 応急復旧工事協力会	09
5. 地域間の応援協力体制	10
第2章 災害発生時における応急復旧活動	11
1. 災害発生時における応急復旧活動フロー図	12
2. 活動主体の役割	13
第3章 被災者の応急対応と応急復旧工事	17
1. 被災者の応急対応	18
2. 応急復旧工事	23
3. 浸水対策を考慮した設計方法	32
第4章 被災者対応に関する参考情報	33
1. 相談、情報提供の役割と意義	34
2. 被災者のニーズ、条件に応じた相談、情報提供	37
3. 特に相談を必要とすると想定される被災者	38
4. 福祉、雇用、金融等の分野に係る相談、情報提供	39
5. 発災からの時期に応じた住まいの確保策の概要	40
添付資料	47
1. 被災者支援関連法規の概要	48
2. 住宅支援の概要	50
3. 応急修理から本格的復旧に向けて	51
4. 被災者相談対応の心得	58
5. 被災者相談シート	60
6. 応急復旧工事協力会参加申請書	63
7. 応急復旧工事協力会名簿	65
8. 参考文献リスト	66

序章 マニュアルの使い方

1. マニュアルの目的

このマニュアルは、風水害等により住宅が被災し、日常生活に支障が生じた被災者が、早期に生活再建できるよう、当該被災住宅の応急復旧に向けた「県、市町村を含めた体制」や「住宅復旧に関する相談の実施」、「調査の方法」、「その他復旧に関する技術的な事項」等を取りまとめたものである。

2. マニュアルの利用

このマニュアルは、風水害等により被災した住宅の応急復旧に取り組む建築関係技術者等の利用を前提としている。

3. 使用語句の定義

あ

- ・ 応急復旧工事 被災により生活を行うことに支障が生じた住宅を応急的に生活可能な状態にするための措置又は生活するために最低限必要な住宅機能を回復するための工事をいう。
- ・ 応急復旧工事協力会 風水害等の災害時において、被災住宅の応急復旧に関する相談対応と連携した、円滑かつ適切な被災住宅の応急復旧工事を行うことを目的に、島根県建築住宅施策推進協議会の会員団体に所属する事業者で構成する会をいう（以下「協力会」という。）。
- ・ 応急復旧工事協力会名簿 参加事業者を、地区別及び業種別等に分類して記載したリストをいう。応急復旧相談窓口において被災者に提供されるものである。
- ・ 応急復旧講習会 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第2条第四号に規定する、被災住宅の応急復旧に関する知識や技術を習得するため、県が実施する講習会をいう。
- ・ 応急復旧相談員 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条の規定に基づく登録を受けた者をいう（以下「相談員」という。）。
- ・ 応急復旧相談窓口 災害発生時において、市町村が設置する被災住宅の応急復旧に関する相談窓口をいう（以下「相談窓口」という。）。

さ

- ・ 災害ボランティアセンター 被災した地域の市町村社会福祉協議会などが主体となって、行政機関との連携を密にしながら設置し、運営を行い、活動に当たっては、地域住民やボランティア、NPO、関係機関等と協働して取り組む組織をいう。
- ・ 参加事業者 応急復旧工事協力会に参加する住宅建設関係の事業者をいう。

- ・事業者 住宅建設関連の事業者及び専門工事業者をいう。

た

- ・地域防災計画 防災基本計画（災害対策基本法第 34 条）に基づき、都道府県（同法第 40 条）又は市町村（同法第 42 条）が定める地域防災に関する基本的な計画をいう。

は

- ・被災住宅 風水害等によって被災した住宅をいう。なお、全壊家屋、流出家屋等の被災住宅は、応急復旧が不可能であるため、このマニュアルでいう被災住宅の対象にしない。
- ・防災基本計画 「災害対策基本法」に基づき、内閣総理大臣を議長とする「中央防災会議」により決定された防災に関する基本的な計画をいう。

ま

- ・元請機能 住宅建設等に関わる工事請負契約を消費者と直接締結し、請負工事を行うための機能をいう。

ら

- ・り災証明書 自然災害などにより住家や事業所などが破損した場合に、調査員による現地調査に基づき、市区町村が被害の程度を認定し、公的に証明した書類をいう。被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資など被災者支援制度の適用を受ける場合や、税の減免などの手続き、損害保険の請求などを行う際に必要となるものである。

第1章 被災住宅の応急復旧体制の概要

1. 被災住宅の応急復旧

(1) 被災住宅の応急復旧の目的

○ 風水害等による被災住宅を迅速に復旧し、被災者の自宅生活の早期再開を図るものである。

(2) 想定する災害

○ 災害の規模は、台風や集中豪雨等の風水害により、比較的広い範囲で家屋被害が発生し、被災地域の事業者等のみでは、対応が困難な災害とする。

※ 風水害とは、台風や集中豪雨等によって生じる「洪水害」、「土砂災害」、「高潮害」及び「風害」の総称であるが、このうち、法面の崩壊や土砂崩れ等の「土砂災害」による家屋被害は、応急復旧が困難であるため、このマニュアルによる復旧の対象としていない。

○ 風水害の特徴は、地震災害と異なり、大雨や台風災害では気象情報等を基に災害対応の心積もりが可能で、災害活動準備に入る時間的な余裕があることから、マニュアルに基づき準備することの意味は大きい。

(3) 応急復旧工事の定義

○ 応急復旧工事には、下記のような様々な工事がある。

※ 被災箇所と直接関係のない部位の修繕工事は除く。

(応急措置)

	目的	応急措置
①	雨水、風の流入防止	ブルーシート掛け
②	二次損壊防止	仮留め、倒壊、飛散防止措置等
③	土砂、雨水の排除	バキュームやポンプ等、専用機材による排除
④	取りあえずの生活空間の確保	仮置き床用合板敷き、睡眠スペース置敷き等

(住宅機能回復工事)

	必要な住宅機能	住宅機能回復工事
①	就寝	寝室の修繕
②	炊事、洗濯、入浴、排せつ等	キッチン、浴室、トイレ等の修繕
③	雨漏り防止、戸締り防犯等	屋根、外壁、開口部等の損壊部分の修繕

(4) 応急復旧工事に必要な復旧作業と対応する職種

必要な応急復旧作業		必要な業種	応急措置						住宅機能回復工事					
			水害			風害			水害			風害		
			床上浸水	床下浸水	土砂流入	屋根破損	外壁破損	開口損傷部	床上浸水	床下浸水	土砂流入	屋根破損	外壁破損	開口損傷部
調査、見積等	現場調査、応急措置、復旧方針提案等	建築士など	○	○	○	○	○	○						
	住宅機能回復工事の見積、契約、管理	建築士など							○	○	○	○	○	○
応急復旧工事	ブルーシート掛け	大工 とび・土工			○	○	○	○						
		屋根工				○								
	基礎の土砂、水の排除と仮設工事	大工 とび・土工	○	○	○	○	○	○						
	床下、土間の修繕	大工 とび・土工							○	○	○			
	構造軸組の修繕	大工	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	屋根材の修繕、葺き替え	屋根、板金										○		
	外壁材の修繕、張り替え	大工、左官 タイル・レンガ 板金							○		○		○	
	開口部の修繕、取り替え	大工、ガラス工 建具							○		○			○
	雨樋の修繕、取り替え	大工、板金										○		
	内装材（建具、畳等）の修繕	大工、左官 内装仕上、建具	○		○				○		○	○	○	○
	電気配線の修繕	電気	○	○	○									
	住宅設備器具の修繕 （保守、清掃含む）	管	○	○	○				○		○			
大工、内装仕上 建具								○		○				

2. 応急復旧活動の主体

(1) 活動主体

- 島根県（防災部、土木部建築住宅課等）
- 市町村（防災担当、住宅担当等）
- 建推協（島根県建築住宅施策推進協議会をいう。）
- 協力会（応急復旧工事協力会をいう。）
- 相談員（島根県被災住宅応急復旧相談員をいう。）

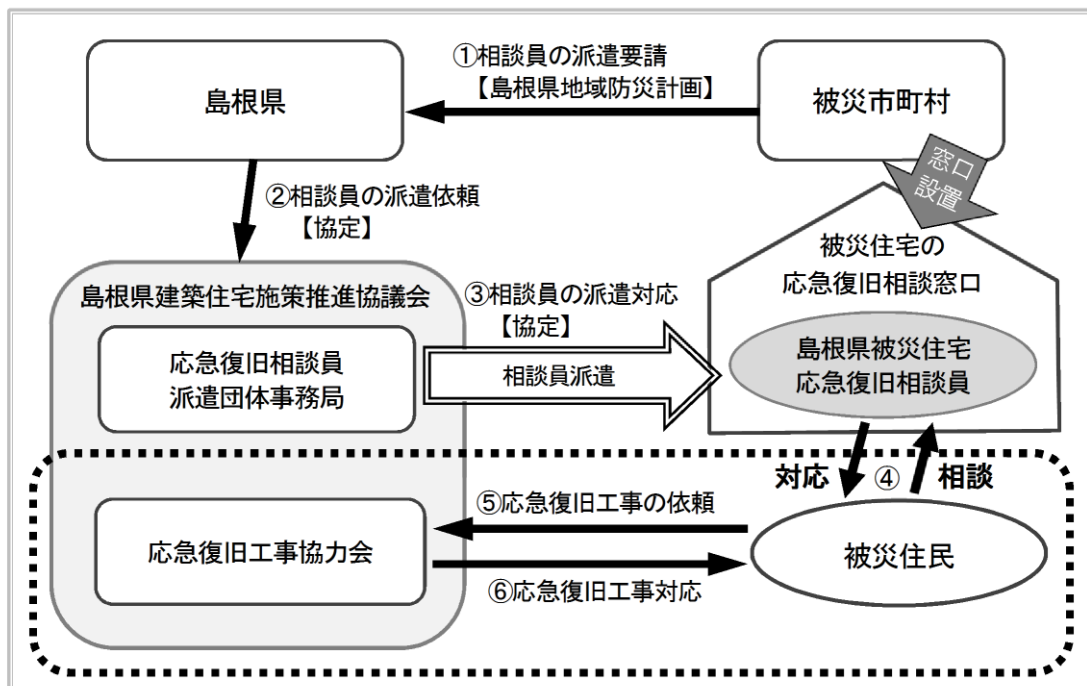
(2) 活動主体ごとの主な役割

	平常時	災害発生時
○島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧体制構築に係る市町村との協議 ・ 建推協と市町村との仲介等 ・ 地域間の応援協力体制整備に係る他の都道府県との情報交換及び調整作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村及び建推協への支援、連絡、調整 ・ 国土交通省中国地方整備局建政部及び市町村との災害情報の交換 ・ 建推協に対する相談員の派遣依頼
○市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧体制構築に係る島根県及び建推協との協議 ・ 住宅の応急復旧活動について「地域防災計画」に織り込むことの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県地域防災計画に基づく、県への相談員派遣要請 ・ 相談窓口の設置 ・ 協力会の応急復旧活動に対する協力、支援 ・ 県や建推協との災害情報の交換
○建推協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧活動に必要な事業者、技能者の確保 ・ 構成団体へ協力会参加の呼びかけ ・ 緊急時の連絡体制の整備 ・ 地域間の応援協力体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との協定に基づく、相談窓口への相談員の派遣 ・ 市町村等への「応急復旧工事協力会名簿」の提供 ・ 地域間の応援協力体制の枠組みにおける応援協力体制の発動
○協力会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧活動を行う事業者として協力会に登録 ・ 応急復旧講習会への出席等 ・ 復旧活動の広報等 ・ 連絡体制整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧工事の実施 ・ 地域間の応援協力体制の枠組みにおける応援協力活動

3. 島根県における被災住宅の応急復旧体制

応急復旧体制の概要

- 災害発生時に、島根県、市町村、建推協（派遣団体事務局及び協力会参加事業者）は、相互に連携し、下記の活動を行う。
 - ① 市町村は、島根県（建築住宅課）に相談員の派遣要請を行うとともに、当該市町村庁舎等に応急復旧相談窓口の設置準備を行う。
 - ② 島根県は、市町村からの相談員派遣要請を受けた場合、建推協へ相談員の派遣依頼を行う。
 - ③ 建推協（派遣団体事務局）は、市町村の設置する応急復旧相談窓口へ相談員の派遣を行う。
 - ④ 相談員は、応急復旧相談窓口において、被災者からの住宅の応急復旧に関する相談に対応し、応急復旧工事を必要とする被災者に、応急復旧工事協力会名簿（以下「協力会名簿」という。）により事業者を紹介する等、被災者の支援を行う。
 - ⑤ 被災者は、紹介を受けた事業者に応急復旧工事の実施を依頼する。
 - ⑥ 応急復旧工事の依頼を受けた事業者は、迅速かつ適切な応急復旧工事を実施する。
 - ⑦ 被災地域の事業者だけでは迅速な応急復旧が困難な場合、建推協は他地区からの応援協力について調整を図る。



令和3年6月30日に島根県と建推協において「被災住宅の応急復旧に関する相談対応への支援に関する協定」を締結

4. 応急復旧工事協力会

(1) 応急復旧工事協力会の組織

- 応急復旧工事協力会（以下「協力会」という。）は、建推協構成団体に所属する事業者で、参加を希望する者により組織する。

(2) 応急復旧工事協力会参加事業者に関する事項

- 応急復旧工事協力会に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）の心得等
 - ① 被災住宅の応急復旧に関する相談対応と連携し、適切な応急復旧工事を行う。
 - ② 他の地域での災害発生において、応援協力の要請があった場合は対応に努める。
 - ③ 平常時、防災に関する講習会や防災訓練等に積極的に参加する。

(3) 協力会の組織に係る島根県建築住宅施策推進協議会の役割

- 建推協は、構成団体を通じて協力会に参加する事業者を募集する。
- 建推協構成団体は、所属の事業者に対し、参加事業者の役割、応募条件、心構え等を事前に説明する。
※参加事業者の情報に関しては、地域住民等に対して公開されることが前提になる。
- 参加事業者が災害時の住宅の応急復旧活動を積極的に実施するということを、地域住民に認識してもらえるように、協力会名簿を公開する。

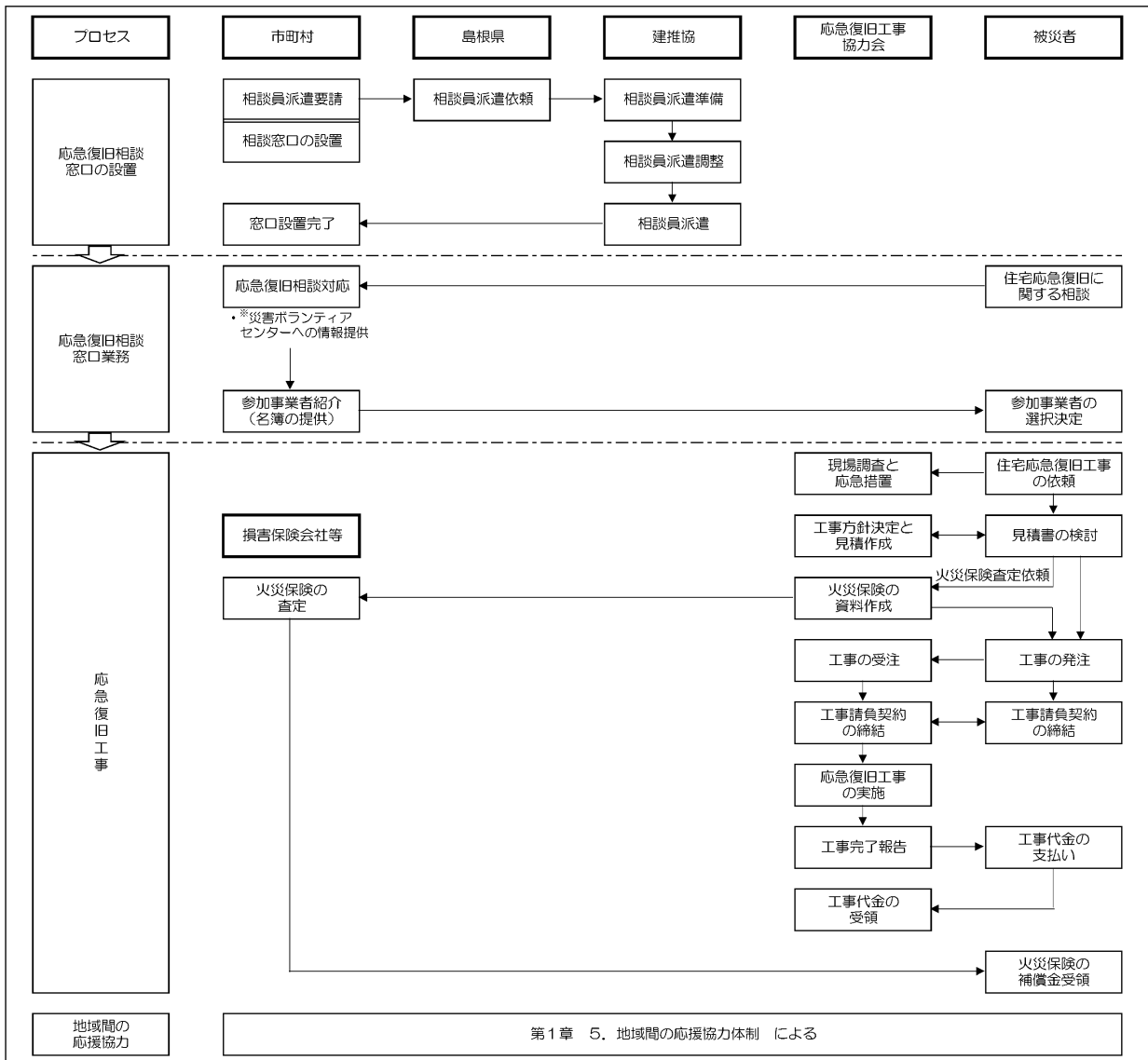
5. 地域間の応援協力体制

地域間の応援協力体制の必要性

- 大規模災害では、事業者自身も被災者となる可能性があり、被災地域の応急復旧活動に支障をきたすことが想定される。
- 災害時に被災地域内の事業者不足により復旧活動の停滞が生じた場合、被災地域外の事業者に応急復旧活動に協力してもらう必要がある。
- 地域間の応援協力が迅速かつスムーズに実施されるように、派遣地区事務局間の連絡体制を整備しておく必要がある。
 - ※ この「地域間の応援協力体制」は、風水害以外の災害（地震等）にも有効に機能すると考えられる。
 - ※ 特に設備関係の専門工事業者は、公共施設の応急復旧工事との重複により、急速に人手不足になることが想定されるため、あらかじめ事業者や提携先を準備しておくことが望まれる。

第2章 災害発生時における応急復旧活動

1. 災害発生時における応急復旧活動フロー図



※災害ボランティアセンターについては、序章3. 使用語句の定義を参照のこと。

2. 活動主体の役割

(1) 相談窓口の設置

- ・被災住宅の応急復旧に関する相談の受付対応を行う「相談窓口」を、市町村が設置する。
- ・「相談窓口」は、原則、市町村の庁舎等に設置する。

(2) 市町村の役割

- 災害が発生した場合、具体的な被災地域や被災状況を勘察し、島根県へ相談員の派遣について事前確認する。
- 相談員の派遣要請に併せて、市町村庁舎等に相談窓口を設置する。
- 相談窓口設置にあたり、下記のことを準備する。
 - ・「協力会名簿」
 - ・「風水害等による被災住宅の応急復旧マニュアル」
 - ・「被災者相談シート」
 - ・その他、相談業務に必要な備品
- 被災者、市町村内関連部署および災害ボランティアセンター等へ、相談窓口設置について周知する。

★留意点

- 被災者への周知活動は、下記の方法等により行う。
 - ・防災無線等によるアナウンス
 - ・インターネット上に掲載（都道府県や市町村の災害対策本部からの情報提供も含めて）
 - ・ポスター等を避難所や公共施設に掲示

(3) 島根県の役割

- 市町村から、相談員派遣に関する事前確認を受けた場合、建推協と派遣時期・人数等について協議を行う。
- 市町村からの相談員の派遣について、正式要請を受けた後、建推協に当該相談員の派遣を依頼する。

★留意点

- 災害発生時、市町村においては、他の災害対応のため相談員の派遣要請対応ができない場合がある。島根県は、災害の状況を踏まえ相談窓口の設置の必要性が高いと判断した場合は、その旨を当該市町村に助言するものとする。

(4) 建推協（派遣団体事務局）の役割

- 島根県から相談員の派遣要請を受けた場合、要請のあった市町村を受け持つ派遣地区事務局へ、相談員の派遣を要請する。
- 要請を受けた派遣地区事務局は、市町村が設置した相談窓口へ、相談員を派遣する。

(5) 相談員の役割（業務）

- 事業者の紹介を望む被災者に対して、「協力会名簿」より、事業者を紹介する。
- 相談内容を「被災者相談シート」に記入し、これを保管する。
- 記入した「被災者相談シート」は、業務終了後、市町村担当者へ提出する。
- 応急復旧以外の相談を受けた場合は、市町村関連部署や他の相談窓口等を紹介する。
- ボランティア派遣に関する相談を受けた場合、あるいは、応急復旧工事の前処理をボランティアに依頼することが妥当であると判断できる場合は、市町村担当者に相談のうえ、災害ボランティアセンターを紹介する。

★留意点

- 被災者に「協力会名簿」を渡す際、住宅の被災状況を聞いた上で、どのような応急復旧工事が必要で、どういう職種の事業者を選択するのが適当か等について、適切にアドバイスすることが求められる。
 - 電話による相談の場合は、被災者の求めに応じて「協力会名簿」の必要な部分を、FAX 又はメール等を活用して提供する。また、相談窓口での相談内容については、工事を依頼する際に被災者が参加事業者の情報として提示することも想定されることから、「被災者相談シート」のコピーを被災者に提供する。
 - 相談に関する情報には、個人情報も含まれるので、取扱いには十分注意する。
 - 参加事業者の繁忙状況等を調査したうえで、協力会名簿に反映するよう努めるが、問い合わせ等が集中し、対応できない事業者が発生する可能性があることを、被災者に説明することが重要である。
 - あらかじめ災害ボランティアセンターから「ボランティア派遣依頼カード」を入手して準備しておくとうい。
 - 一般ボランティアは、住宅に関して、通常下記のような活動を実施する。
 - ・ 流入した泥掻き出し ・ 廃棄物の搬出と分別整理
 - ・ 濡れた畳や家具の搬出 ・ 清掃
 - 被災地域の住宅地図等を、あらかじめ用意しておく必要がある。
- ※地方公共団体の災害対策本部等から、被災地域全体の地図や位置図を入手しておくとうい。

(6) 災害発生時における「協力会名簿」の更新

建推協の役割

- 構成団体に対して、定期的に繁忙状況に関する報告を求める。
- 上記報告を基に、自社が被災し、応急復旧活動に対応できない参加事業者については、「協力会名簿」から一時的に削除する。
- 自社の復旧や状況の好転により、新規の応急復旧活動に対応できる状況となった登録事業者については、「協力会名簿」に復活させる。

参加事業者の役割

- 災害発生後速やかに、協力会に自社被災の有無を報告する。
- 自社が被災し、多くの被災者を抱え、応急復旧活動に協力できない場合、協力会にその旨を報告する。
- 自社の復旧や状況の好転により応急復旧活動に協力できるようになった場合、協力会にその旨を報告する。

(7) 応急復旧工事の実施

参加事業者の役割

- 被災者に下記事項を確認する。
 - ・ 氏名、住所、連絡先、被災状況、連絡方法
 - ・ 「協力会名簿」を見て連絡してきたかどうか
 - ・ 訪問可能な日時
- 応急復旧工事を実施する。

★留意点

- 応急復旧工事を行う前に、下記の作業を完了しておく必要がある。

作業内容	実施者
流入した汚泥、雨水の排除	被災者、一般ボランティア、参加事業者
濡れた家具、畳等の撤去と乾燥、清掃	被災者、一般ボランティア、参加事業者
廃棄物の搬出と分別整理	被災者、一般ボランティア、行政等、参加事業者
消毒作業	保健所、参加事業者

- 応急復旧工事を行う前に、ライフラインが復旧していることを確認する。
- 応急復旧工事の流れは、現場調査→応急措置→工事方針作成→見積書提出→工事請負契約→機能回復工事着手となる。
- 現場調査で重要なポイントは、被災箇所が台風等の風水害によって損壊したのか、老朽化によって損壊していたかを判断し、分別することである。（火災保険では、後者は査定対象外になるため）
- 現場調査では、火災保険の査定申請や、公的助成の証明のために必要な現場写真を撮影する。なお、現場写真は、復旧部位の施工後の写真も撮影しておくことよい。現場写真は、次の要領で撮影する。

<ul style="list-style-type: none">・ 住宅全体の写真 →表札等を入れて、被災者の物件であると判断できること・ 損壊部分のアップ写真 →角度を変えて1ヵ所当たり数カット撮影

- 応急措置だけで応急復旧工事が終了する場合は、速やかに見積書、請求書を発行し支払いを受ける。
- 見積書の記載は、「〇〇工事一式××円」ではなく、破損部位（工事項目）別に見積明細を記載する必要がある。
- 火災保険には、「水災」が保証されない「住宅火災保険」がある。水害等で被災した場合、被災者がどのような種類の火災保険等に加入しているかの確認が重要である。
- 参加事業者は、被災者が保険会社に対し、被災の報告をする必要があることを説明し、実行してもらう。見積書の送付については、参加事業者が代行できる。被災者と相談の上、いずれかが行うようにする。
- 応急復旧期間に応急復旧工事と同時にリフォーム工事を行うことは、避けるべきである。まずは、地域全体の応急復旧を一日も早く終わらせることを最優先に考える。このことは、事前に被災者に説明し、了解を得ておく必要がある。

- 応急復旧工事を実施する際、必要な書類を作成し、被災者と参加事業者間で取り交わしておくことは、後々のトラブルやクレームを回避するために大変重要である。
なお、住宅リフォーム推進協議会が発行する「住宅リフォーム工事標準契約書式（小規模工事用）」が参考になるので、下記に問い合わせて入手されたい。

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

ホームページアドレス : <http://www.j-reform.com>

TEL : 03-3556-5430

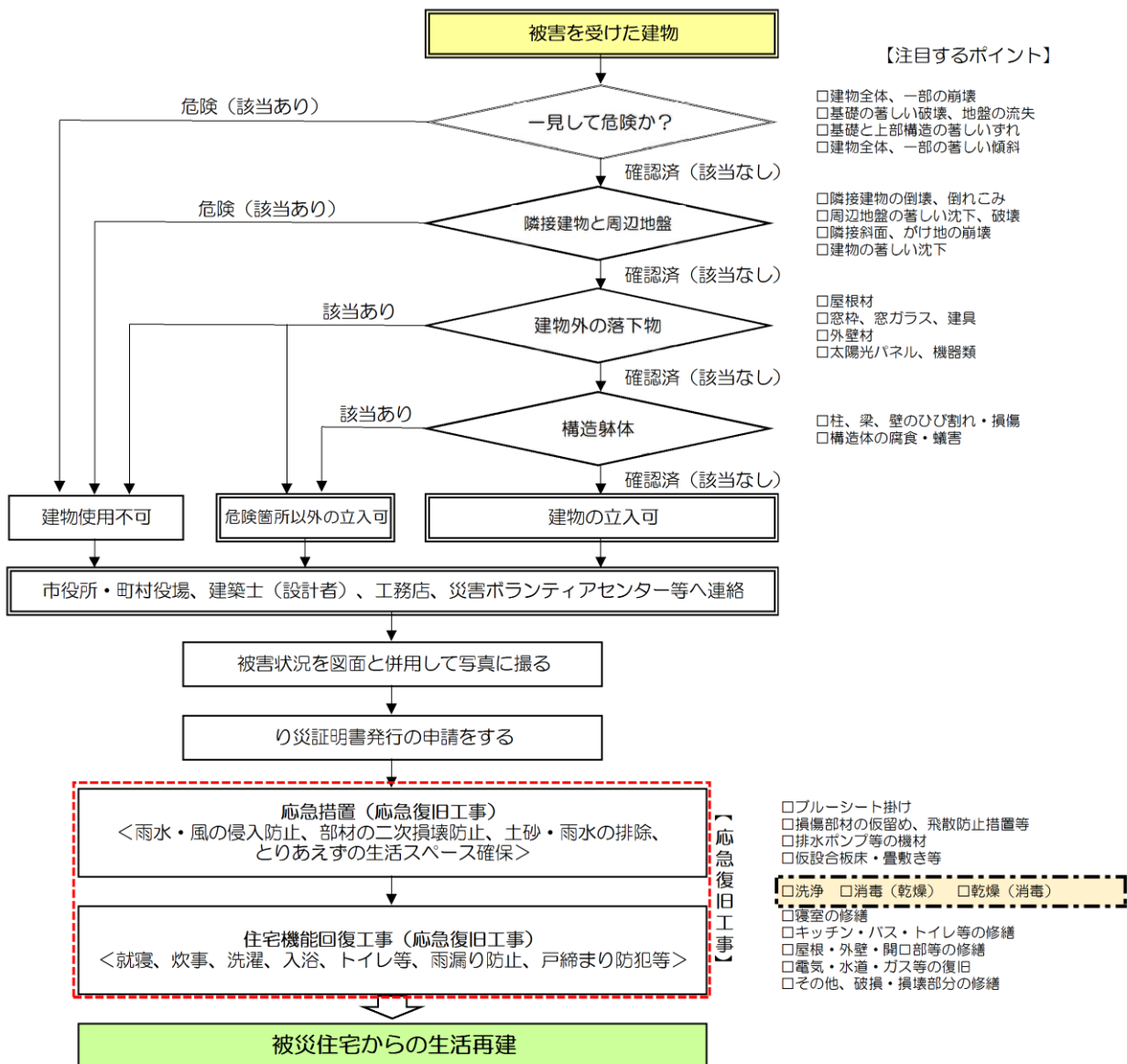
FAX : 03-3261-7730

第3章 被災者の応急対応と応急復旧工事

1. 被災者の応急対応

風水害を受けた被災者が、建築士、工務店等の登録事業者と共に、被災住宅の復旧を終えて生活再建に至る行程を下図に示し、その過程で被災者が必要とする応急対応の手引き「水害にあったときに」を紹介する。特に、り災証明書発行や保険適用の有力な資料となる「被災状況を写真に撮り、記録しておく」ことが重要であるので、片付ける前の必須作業として記憶し、実行しなければならない。

被害を受けた建物に立入る前に、まず安全確認！



「水害にあったときに」は作成者である「震災がつなぐ全国ネットワーク」組織のご協力、ご了解を得て掲載しております。島根県建築住宅施策推進協議会

水害にあったときに

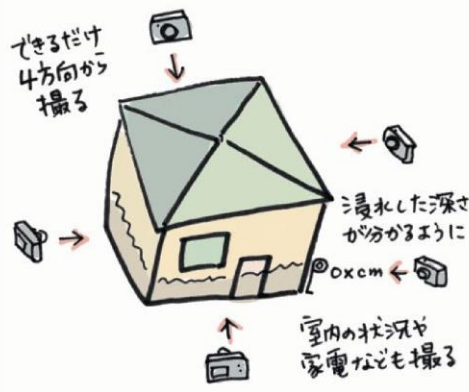
浸水被害からの生活再建の手引き

このチラシは水害にあった際にすることの一般的な手順をまとめたものです。
落ち着いて、できるところから始めましょう。

1 被害状況を写真に撮る

- 被害の様子が見える写真や動画を撮る
- 家の外をなるべく4方向から、浸水した深さがわかるように撮る
- 室内の被害状況もわかるように撮る

市町村から罹災証明書^{りさい}を取得するときに役立ちます。また、保険金の請求にも必要です。



2 施工会社・大家・保険会社に連絡

- 家の施工会社や大家に、家が浸水したこと、浸水のおおよその深さを伝える
- 火災保険や共済に加入しているときは、担当者にも連絡する

※どの火災保険に入っているかわからないときは下記へ問い合わせましょう

自然災害損保契約照会センター
(一般社団法人 日本損害保険協会内)
電話：0120-501331 (無料)
土日祝・年末年始をのぞく 9:15~17:00

3 罹災証明書の発行を受ける

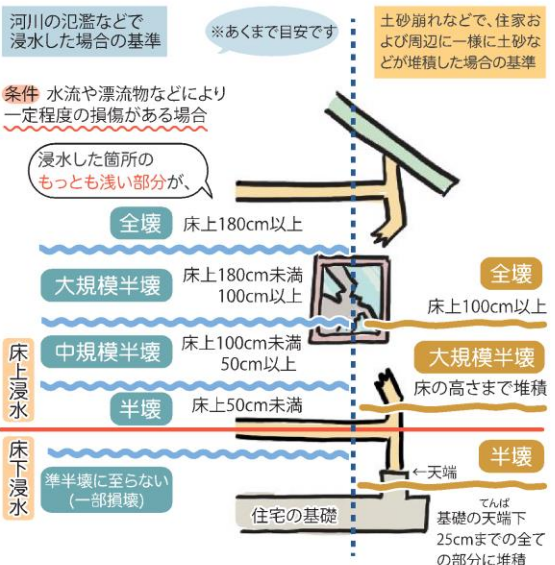
- 市役所・町村役場に浸水したことを申し出る
- 被害認定の調査を受ける

役所に自宅が浸水したことを申し出ると、市町村職員などによる被害調査が行われ、住家の被害程度を証明する罹災証明書が発行されます。罹災証明書は後で公的な支援を受ける際に必要になります。

なお、大規模災害になると申し出がなくとも全戸調査が行われ、発行までには数週間から1か月以上かかることもあります。

被害を判定する方法は、被害状況によりいくつかありますが、いずれの場合でも、判定に疑問がある場合には、再度の調査を申し込むことができます。

【被害認定の目安(木造の戸建住宅)】(2021年3月改定)



※実際の被害認定は、外観の他に家の傾き、浸水の深さ、柱や床といった家屋の部位ごとの倒壊割合など、一定の基準のもとに行われます。

4 ぬれてしまった家具や家電をかたづける

●かたづけはゆっくり

上下水道、電気やガスが復旧していないと、思うようにかたづけができません。疲れもたまっているので、慌てずに行いましょう。

●作業のあとには手指を消毒

水害後は砂やほこりが舞っています。マスク、ゴム手袋を身につけ、こまめにうがい、消毒を。

●ゴミ捨てるルールはふだんと異なる

ゴミ捨てるルールは市町村のチラシや災害FMなどで伝えられます。使える袋の種類や捨てる場所など、正しい情報を得ましょう。

●ボランティアにお願いする

多くの方が手伝ってくれます。ボランティアセンター、市町村、社会福祉協議会に相談しましょう。

? こんなものはどうする?

自動車・農機具



- ・絶対にエンジンをかけず、修理工場に連絡をする
- ・しばらく乗らないときは車検証とナンバーをはずしておく（盗難防止のため）
- ・「無料で処分する」という悪徳業者に注意

アルバム・写真類



- ・濡れていても捨てなくてよい
- ・写真を水で洗い、干す
- ・すぐに洗えない場合はアルバムを広げて乾かす
- ・重なった写真は1枚ずつ離す
- ・固着していたら水に浸けて剥がす
- ・写真を撮影してデータで残す手も

携帯電話・スマートフォン

- ・電源を入れずに電池、SIMカード、SDカードを外し、保管する
- ・泥水に浸かった場合は防水型でも一度電源を切って乾燥させる
- ・最寄りの携帯ショップに相談する



現金・通帳など

- ・汚れた現金は、一定の条件のもと、新しいお金に換えてもらうことができる
- ・災害のあとは、通帳や印鑑がなくても便宜的に支払いに応じてくれることがあるので、取引銀行や金融機関に相談する

✕ 再利用が難しいもの

畳・じゅうたん・布団



水を吸くと使えない

木製の棚(合板)



乾いたまに見えても、あとからカビが生える

△ 使えるかもしれないもの

ふすま・障子



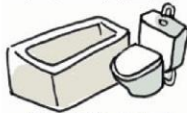
乾かすと様や枠は使えることも

エアコン室外機



しっかり乾かせば使える場合も

トイレ・風呂釜



電気系統以外は洗えば使える

食器類



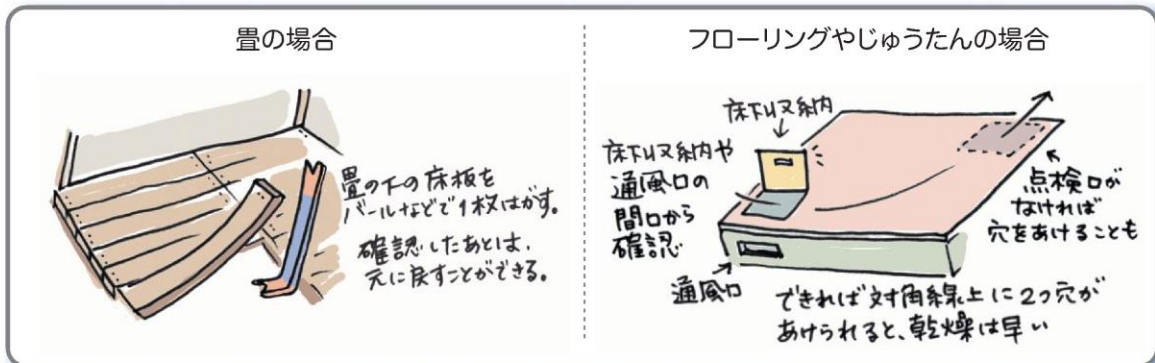
キッチンハイター(塩素系漂白剤)で消毒すれば使える

5 床下の掃除・泥の除去・乾燥

ぬれた家をそのまま放っておくと、後からカビや悪臭が発生し、生活に支障がでる場合があります。まずは床下の状態を確認してください。自分でできない場合は、施工業者やボランティアに作業をお願いしましょう。



●床下に水・泥が入り込んでいるか確認する



●泥の除去と床下の消毒をする

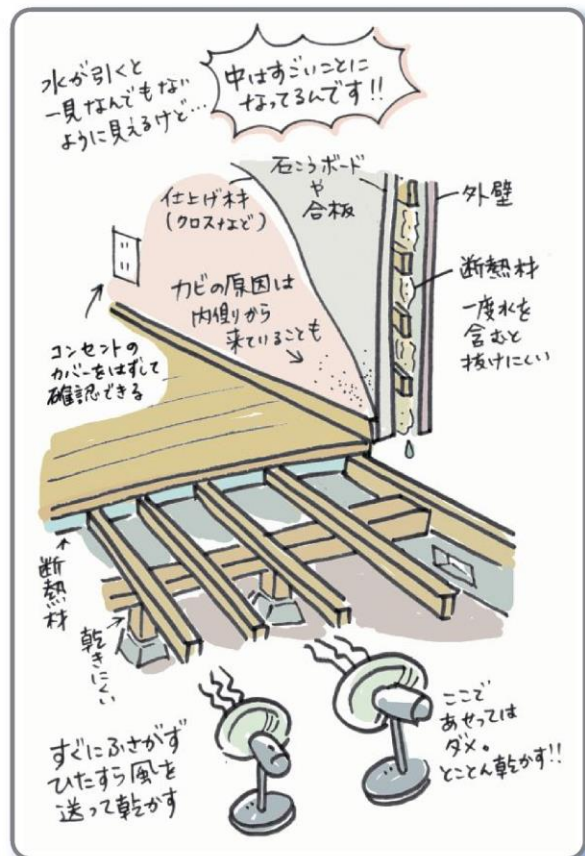
- ・床下の泥をかき出して洗い、消毒する
- ・消毒剤は注意書きをよく読んで使う

よく使われる消毒剤

- ・逆性石けん(ベンザルコニウム塩化物)
「オスバンS」が代表的な商品名。水ですめて家財や床材、手指の消毒に使う。原液を素手でさわらない。
※消石灰はヤケドなどの危険性があるため、逆性石けんがお勧め

●カビを防ぎ、とにかく乾燥

- ・床、壁、天井などに消毒用エタノール(80%溶液)をスプレーし、ぞうきんでふき取る
- ・家具などに使う際は、色落ちしないか目立たないところで確認する
- ・換気をよくし、火気を使わない
- ・壁も水を吸っているの、中を確認する
- ・しっかり乾燥させるには最低1ヶ月ほどかかる



6 掃除をするときの服装

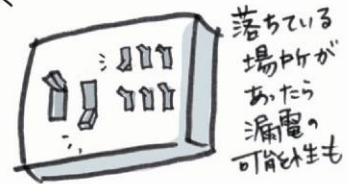
基本は肌の露出を避けること。



7 復旧のまえに確認をすること

●電気(ブレーカー)

- ・水害の後にブレーカーが落ちていたら、どこかで漏電しているかもしれないため、電力会社に相談する
- ・避難などで家を離れるときはブレーカーを切っておく



●水



- ・水道復旧直後は水が汚れている場合があるので、しばらく流す
- ・井戸水は水質検査が終わるまで飲まない
- ・浄化槽の場合は、トイレや風呂を使う前に点検をする

●ガス



元の位置から動いてしまったプロパンガスのボンベは、復旧をする前にガス業者に点検を依頼する

この手引き「水害にあったときに」には、必要な手続きや作業をよりくわしく説明した「冊子版」もあります。下記のホームページ、または連絡先までお問い合わせください。



作成：震災がつなぐ全国ネットワーク
〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉1-13-34 名建協2階
(認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード内)
TEL：052-253-7550 FAX：052-253-7552
震つな公式アドレス office@shintuna.org
震つなブログ <http://blog.canpan.info/shintuna/>
震つなホームページ <https://shintuna.org/>

家屋の清掃、乾燥、消毒についてはNHK作成の動画を参考にしてください。
「浸水した家屋の片づけと掃除のしかた」



私たち「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、阪神・淡路大震災(1995年)以降、数々の被災地で支援活動を行ってきた、NPOやボランティア団体からなるネットワーク組織です。過去の水害被災地への支援経験をもとに、この手引きを作成しました。

監修：鍵屋一(跡見学園女子大学教授・一般社団法人福祉防災コミュニティ協会代表理事)
参考：内閣府(防災担当)災害に係る住家の被害認定基準運用指針(2021年3月)

※本手引きは日本財団活動助成によって作成されました。

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

第5版 発行：2021年7月

2. 応急復旧工事

被災住宅の応急復旧工事に関わる建築士、登録事業者の判断指針となる資料「浸水被害を受けた住宅の復旧における注意事項」を紹介する。被災住宅調査での部位別のチェックリストの運用例であり、工事内容を見積もる基礎資料となる。「応急措置」と「住宅機能回復工事」からなり、作業内容と対応職種は次表のとおり、多岐にわたっている。応急復旧工事の次は、被災者の事情、希望などを反映して工事方針を決定した後、見積作成、工事発注へと進む。その過程では、耐震改修工事や省エネルギー対応改修などの提案とともに、「次の浸水に備えた復旧工事」の工夫も検討したい。

復旧工事では、各部材、特に柱、下地（小屋組）等の乾燥期間に注意が必要である。

住宅の立地、浸水していた日数、浸水深さ、季節、天候等の状況により、また、外壁、建具の有無など乾燥させる状態も大きく影響するので、慎重に対処する必要がある。

必要な応急復旧作業	必要な業種	応急措置						住宅機能回復工事						
		水害			風害			水害			風害			
		床上浸水	床下浸水	土砂流入	屋根破損	外壁破損	開口損傷部	床上浸水	床下浸水	土砂流入	屋根破損	外壁破損	開口損傷部	
調査、見積等	現場調査、応急措置、復旧方針提案等	建築士など	○	○	○	○	○	○						
	住宅機能回復工事の見積、契約、管理	建築士など							○	○	○	○	○	○
応急復旧工事	ブルーシート掛け	大工 とび・土工			○	○	○	○						
		屋根工				○								
	基礎の土砂、水の排除と仮設工事	大工 とび・土工	○	○	○	○	○	○						
	床下、土間の修繕	大工 とび・土工							○	○	○			
	構造軸組の修繕	大工	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	屋根材の修繕、葺き替え	屋根、板金										○		
	外壁材の修繕、張り替え	大工、左官 タイル・レンガ 板金							○		○		○	
	開口部の修繕、取り替え	大工、ガラス工 建具							○		○			○
	雨樋の修繕、取り替え	大工、板金										○		
	内装材（建具、畳等）の修繕	大工、左官 内装仕上、建具	○		○				○		○	○	○	○
	電気配線の修繕	電気	○	○	○									
	住宅設備器具の修繕 （保守、清掃含む）	管	○	○	○				○		○			
大工、内装仕上 建具								○		○				

水害後の家屋への適切な対応

1.床下を確認する(床はがし)

床下浸水でも必ず確認することをお勧めします

和室の場合

- ・畳の下にある板をはがす。
- ・板は無垢材なら洗浄して陰干しすれば再利用可能。
- ・どの部屋の何番目なのか「印」をつけてから外す。

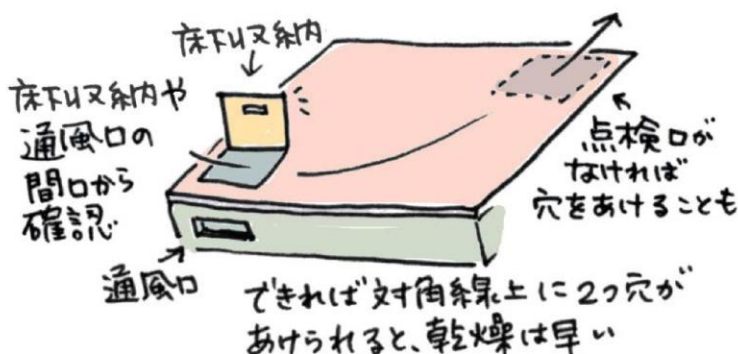


★特に注意すること

- ・サッシや敷居の下に潜り込んでいる板は無理に外さない
- ・一部切断する場合は、根太の中心で切ると再利用可能
- ・根太は切らない、どうしても切る場合は、大引きの中心で切る

洋室の場合

- ・床下収納、点検口を開ける。
- ・床下に水や泥があれば除去。
- ・点検口などが無い場合は、工務店などで作ってもらう。
(相場は2~3万円)



★特に注意すること

- ・自分で点検口をつくる際は正方形（一辺60cm未満）に開ける。
- ・貼り合わせのフローリングは、長持ちしない可能性が高い。
- ・もぐって作業する場合は、換気に注意して必ず複数名で行う



←点検口を作成して
床下の確認と乾燥



床下がプール状態
のことも→

ここも忘れずに！

通風口の見えない基礎の確認



この部分に泥等が詰まっていると床下の空気が滞留する

2.壁材を撤去する

浸水ラインから
20~30cm上まで撤去する

石膏ボードの場合

- ・ カッター等で切れ目を入れて剥がす。
- ・ 半分以上濡れていたら一枚分全部廃棄する。
- ・ 濡れていないボードは残す。



石膏ボードの裏に大量のカビが生えていることも↓



土壁の場合

- ・ 再度土壁にする際は、その土が利用できる。
→小舞（内側の格子状の細かい骨組み）は残す。
- ・ 貫（45cm間隔ほどで組まれている骨組み）は基本残す。
- ・ 石膏ボードにする場合は、小舞は撤去する。

断熱材の対応

- ・ グラスウール（わた状のもの）は廃棄する。
- ・ スタイロフォーム（スチロール板状のもの）は洗えば使える場合もあり。



浸水したグラスウール

3.消毒する

まずは洗浄が重要。泥をおとしましょう

有機物（泥など）が付着している状態での消毒は効果が下がります
家の構造物は泥を落として（洗い流して）から消毒します

主な消毒方法について （出典：厚労省「浸水した家屋の感染症対策」）

薬液の濃度や用法など消毒薬は、薄めて（希釈して）使用するものがあります。使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

- 汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 対象物が、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、消毒用アルコール、塩化ベンザルコニウムを使用する。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム <small>（家庭用塩素系漂白剤でも可）</small>	0.02%に希釈する ①食器用洗剤と水で洗う。 ②希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする。 ③よく乾燥させる。	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③金属面や木面など色あせが気になる場合は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ①洗剤と水で洗う。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	希釈せず、原液のまま使用する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム <small>（逆性石けん）</small>	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。

参考：日本環境感染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法

消毒方法

★噴霧する （消毒用アルコール・ベンザルコニウム溶液）

噴霧器や霧吹きで吹き付ける。

→基礎や拭くことが困難な箇所

※次亜塩素酸ナトリウムは噴霧しないこと

★拭く（雑巾などで）

消毒薬を布に浸して固く絞り、木の部分、手が届く部分を拭く。

↓噴霧器で消毒

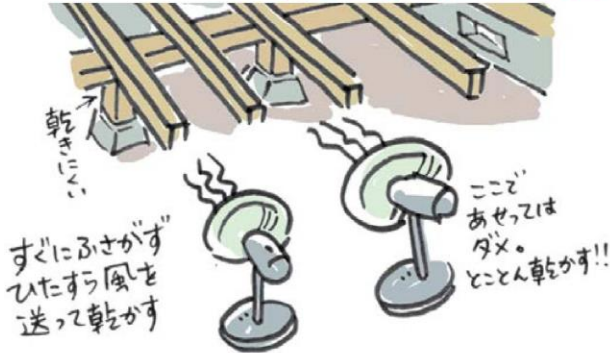


必ずマスク等の保護具を着用してください

4.乾燥させる

家の大敵は「湿気」です

洗浄、消毒のあとは、徹底的な乾燥が必要になります
乾燥には最低**1カ月以上かける**つもりで、十分に乾かします



【乾燥のポイント】

- ★晴れた日は窓を開けて、外の空気を取り込みましょう。
 - ★床下の点検口などを開け、できるだけ外気を床下に送り込むようにしましょう。
 - ★灯油は燃焼時に水分を発生するので使用は控えましょう。
 - ★換気扇も活用しましょう。
- 湿った空気が留まらないように、空気を動かすことが大切です

カビ対策・対応の方法

水害後にカビの発生しやすい場所

- ・ カラーボックスなど、木材を圧縮してあるもの
 - ・ システムキッチン（特に壁に接している背面の壁側の板 ↓画像参照）
 - ・ 合材板（ベニヤ板、コンパネ）
 - ・ 石膏ボードの裏側
- ※これらは交換・廃棄をお勧めします
- ・ 水分（湿気）の多い場所
 - ・ 風通しの悪い場所



カビの発生条件

温度 ・ **湿度** ・ **栄養**（カビが繁殖しやすい成分）

カビ対策の極意 ➡ とにかく換気 とことん**乾かす**

「浸水被害を受けた住宅の復旧における注意事項」は作成者である「地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所」のご協力、ご了解を得て掲載しております。

島根県建築住宅施策推進協議会

ここでは、「被災者の応急対応」で示したフロー図を振り返りつつ、次の作業である被災住宅、特に内部の状況調査チェック項目、必要な処置等を紹介している。「水害後の家屋への適切な対応」と合わせ読み進めてほしい。

チェック表中の「必要な処置」は、被災者等の行う応急対応から進んで、被災住宅の機能回復工事内容となる部分が多いので、特に、施工を念頭においた処置を心掛けるようにする。

1. 住宅被害の復旧の流れ

被害を受けた住宅を速やかに復旧するためには、**以下のステップ（図1）にしたがって、建物の状態を確認してください。**次に、2. 各部位のチェック項目へ進み、被害状況に応じて必要な処置を行います。

被害状況の確認は、修繕を予定する建設業者や設計事務所の立会いのうえ実施し、工事見積書の内容とあわせて確認することが重要です。なお、修繕の際には建築基準法の規定に遵守する必要があります。

ステップ1. 構造体の確認

- ・ 構造体に被害が及んでいないかを、建物の傾斜、構造体の破損、地盤の流出などから確認する。
- ・ 被害の状況に応じて、住宅の建て替え、大規模リフォームの検討を行う。
- ・ 構造体の破損などが確認されなければ、ステップ2で浸水状況の確認を行う。

「災害に係る住家の被害認定基準」（内閣府）では、建物の損傷程度に応じた被害認定を行います。「半壊」以上の被害を認定された建物については、構造体に被害が及んでいる可能性があります。入居前に構造体の安全性を確認し、ステップ2に進んでください。

注）構造体：基礎や柱、梁（はり）などのこと

ステップ2. 浸水状況の確認

- ・ 浸水の範囲に応じて、被害状況の確認を床下、床、壁の部位ごとに行う。（P.2～P.4）
- ・ 浸水被害を受けた箇所の更新など、復旧の対応を行う。

住宅の壁の中や床下は洪水時に浸水しています。浸水被害の状況は、床や壁の一部をはがして確認することが望まれます。特に、浸水前からカビ臭い、土台が腐っていることなどが判っている住宅については、損傷が拡大する可能性があるため、慎重な確認が必要です。

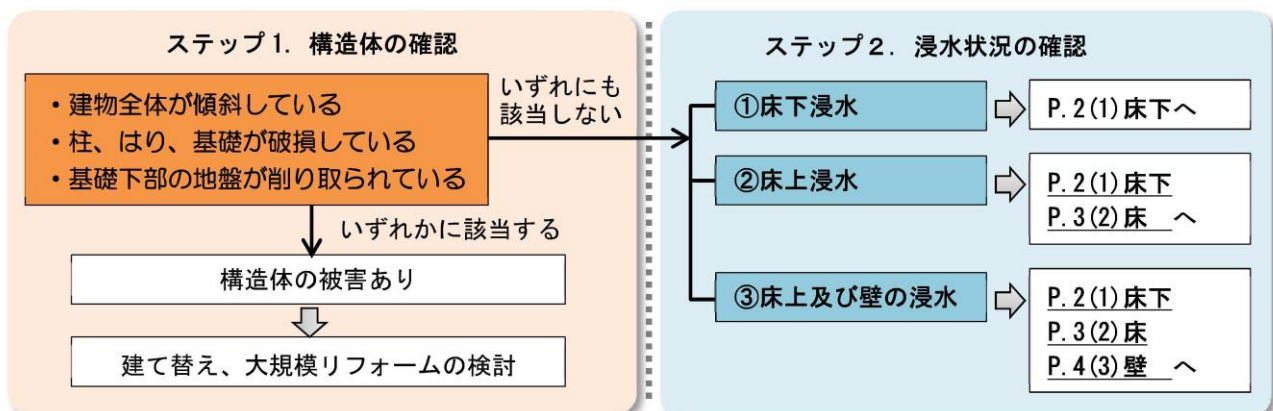


図1 水害による住宅被害の復旧の流れ

(1) 床下

対象	確認する被害状況	必要な処置	放置された場合のおそれ
躯体	<ul style="list-style-type: none"> 床下が湿潤状態のままになっている。(写真1) 汚泥が残っている。(写真2) 	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥を排出する。 床下の消毒を行う。 床下を乾燥させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 床下の結露により土台などの木部が腐朽する。 金物にサビが生じる。 汚泥に含まれる雑菌やカビの発生により衛生被害が起こる。
設備	<ul style="list-style-type: none"> 給排水管の保温筒(断熱材)が水分を含んでいる。(写真3) 	<ul style="list-style-type: none"> 保温筒を更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保温筒の断熱性能が確保されず、水道管の凍結や設備機器の配管破損が起こる。 保温筒に含まれた水分により配管にサビが生じる。
	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器の付属物(膨張タンク、循環ポンプ、電磁弁など)が浸水した形跡がある。(写真4) 	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器の稼働前点検を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥によるショート、漏電被害が起こる。 作動不良が生じる。



写真1：床下に汚泥と水がたまっており、床下空間が湿潤状態となっている。



写真2：床下への浸水により、汚泥が流入し堆積している。



写真3：床下への浸水により、設備配管の保温筒が水分を含んでいる。



写真4：床下の設備機器に浸水した形跡がある。

(2) 床

対象	確認する被害状況	必要な処置	放置された場合のおそれ
躯体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水や床面の洗浄により、床と断熱材との間に水分が残っている。(写真5) ・ 床の断熱材が水分を含んでいる。(写真6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土台や大引、床材等を乾燥させる。 ・ 断熱材を交換する。 ※床面は一部剥がして確認することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土台や大引などで、腐朽やカビの発生につながる。 ・ 金物にサビが生じる。 ※含水状態で温度が上がるとカビと腐朽菌の増殖が一層進む。 ※カビが床面に出現した場合は特に注意が必要。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯器、セントラルヒーティングボイラー、ストーブが浸水している。(写真7) ・ 設備内部に汚泥が沈着している。(写真8) ※汚泥の侵入は設備本体からだけでなく、床下にある配管等からのケースもある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備事業者による稼働前点検を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥によるショート、漏電が起こる。 ・ 作動不良が生じる。 ※暖房時期になってから被害が顕在化する可能性がある。

注) 大引: 木造建物の床構造を構成する根太を受ける角材。近年は根太を省略して大引と厚手の合板で構成することが多い。



写真5: 床上への浸水により、床下地と防湿フィルムの間に水がたまっている。



写真6: 床上への浸水により、床の断熱材が水と汚泥により汚損している。



写真7: 床に設置した設備が浸水し、内部に汚泥が侵入した形跡がみられる。



写真8: 壁に設置されたパネルラジエーターの温水配管に浸水の形跡がある。

(3) 壁

対象	確認する被害状況	必要な処置	放置された場合のおそれ
躯体	・外装裏面の通気層に汚泥が残っている。(写真9)	・外装の一部を取り外すなどして、外装材裏面の汚泥を除去する。	・汚泥が外装裏面の通気層をふさぎ、湿気が排出されず壁の中の乾燥が進まない。
	・内装の仕上げ材、下地材が吸水している。(写真10) ・壁内部の断熱材が吸水している。(写真11) ・壁内部が湿ったままになっている。	・内装材を取り外し、断熱材を交換する。	・断熱性能が低下する。 ・室内結露が発生する。 ・壁内部の高湿状態により腐朽やカビの発生につながる。 ・躯体の耐久性低下につながる。
設備	・コンセントボックスに浸水の形跡がある。(写真12)	・設備事業者による稼働前点検を徹底する。	・汚泥によるショート、漏電が起こる。
	・給水管が設置された壁に浸水の形跡がある。	・内装材を取り外し、断熱材を交換する。	・設備機器の配管破損が起こる。 ・配管類の断熱不備による水道凍結が起こる。



写真9：外壁に汚泥が侵入した形跡がみられる。



写真10：内装仕上げ及び下地材が水分を含み、膨張・剥離している。



写真11：壁内部の断熱材が吸水し、脱落している。



写真12：壁に設置されたコンセントボックス内に汚泥が残っている。

3. 浸水対策を考慮した設計方法

水害は、「起こらない」ではなく、「起こるかもしれない」という心構えで日頃から備えておくことが大切である。特に、住宅が浸水すれば家屋や家財などの被害はもちろん、生活に大きな支障が生じ、回復するまでに相当な時間がかかる。その上、精神的なダメージも大きく、大切なアルバムや資料など、お金では取り返しのつかないものを失うことも少なくない。

住宅を新築、建替える場合には、浸水対策を考慮した設計方法も検討する必要がある。

ただし、全ての住宅で同じ対策を講じる必要はない。大雨の際、その付近がおおよそどの位まで水に浸かるかを、過去の事例や地形などから想定し、極力床上浸水にならないように、それぞれの敷地や基礎・住宅などで工夫することが重要である。

また、予測を超えた大雨の場合でも、人命や生活・財産などの被害を最小限に留めるような対策を講じておくことが望ましい。それは、必ずしも手間のかかるものばかりとは限らない。中には、少しの工夫で大きな効果が期待できるものもある。リフォームで対応できるものも少なくない。そして、不幸にも浸水してしまった住宅を復旧する場合にも、下図チャートの工夫を参考に、「次の浸水」に備えた復旧工事とすることが有益である。



第4章 被災者対応に関する参考情報

1. 相談、情報提供の役割と意義

(1) 相談目的、ニーズの把握

災害により、自宅に住めなくなった人は、避難所や避難所以外の公的、民間施設、知人宅などに一時的に身を寄せることとなる。

また、自宅が被害を受けていない人でも、住まいを探したいというニーズがあることも考えられる。例えば、就業先が被災して仕事を失い、収入がなくなって家賃が払えないという場合、自宅が被災していないのでり災証明書がもらえず、応急仮設住宅にも入居できないことから、災害に伴って自宅に住めなくなったという深刻な状況は、自宅が被災した人と同様である。

また、ニーズ把握は、一度だけ実施すればよいというものではなく、例えば、自治体が応急仮設住宅の需要を把握するタイミングや、被災者が次の住まいに関して考えるタイミング等において、適宜実施することが求められる。

通常の相談員の対応にあたり以下の事項について

被災者の相談目的、ニーズの把握に関する基本的な対応

対応内容		基本的な対応
相談目的、 ニーズの把握	ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の立場になり、誠意をもって対応する。 ○被災者が抱えている問題や要望を確認する。 ○被災状況と住まいの権利関係及び住まいの被災程度（り災証明においても必要な情報となる）を把握する。 ○被災者の家族構成や健康状態を的確に把握する。
	条件整理	○希望する住まいの条件（必要な広さや間取り、選択可能な居住範囲）を抽出し、整理する。
	被災者の決断の支援	○原則として被災者自らが決断するように話を進める。
	個人情報とその取扱い	○知り得た個人情報の秘密保持を厳守する。
災害時に特有の留意点		<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の住まいの確保に係る資力や、就業状況などの今後の生活再建面での不安を確認する。 ○相談に来た被災者と同居し、生計を共にする家族全員の状況についても的確に把握する。 ○被災前の自宅や、被災後の仮住まいを含むこれまでの住まいの経緯を確認する。 ○被災地では従前居住地に近い仮住まいの選択肢は限られると予想されるため、全てのニーズに答えられない可能性がある。後の恒久的な住まいの確保のビジョンも踏まえて、ニーズの優先順位について、相談者と十分に話をする。 <p>例えば、「子どもが今までどおり学校に歩いて通える範囲内</p>

	<p>で、応急仮設住宅に入居したい」といったニーズに対し、条件に合う応急建設住宅がない場合に、前者のニーズを優先して別の仮住まい（応急借上住宅や自費負担による民間賃貸住宅への入居）を探すなどである。</p> <p>○平常時の住まいの確保と異なり、時間的制約（被災者の健康状態による仮住まいでの生活の限界や退去時期等）があることを考慮し、被災者の希望を実現するために適切な決断が求められるタイミングでの確かなアドバイスを行う。</p> <p>○広域避難等、従前の居住地とは異なる地域で仮住まいをしている被災者については、中長期的な希望を把握し、従前の居住地（避難元）の行政機関との情報共有が不可欠である。</p>
--	---

被災時の住まいの確保に当たっては、被災者の不安材料を正確に把握し、できるだけ早期に、安定かつ自立した生活を再開できるよう支援するため、以下について特に留意が必要である。

（２）住まいの確保に関する情報提供

災害で自宅を失った場合、避難所から応急仮設住宅（応急建設住宅（建設仮設）、応急借上住宅）に入るといふ住まいの確保策がイメージされやすく、支援側（行政）も生活や住まいの再建のための被災者の復興拠点となる応急仮設住宅の確保を一つの目標として行動しがちである。

しかしながら、応急仮設住宅に入居するのは被災者の一部に過ぎず、また応急仮設住宅はあくまでも「仮住まい」であり、その後、被災者が住まいを確保して安定かつ自立した生活を再開するための通過点であることに留意する必要がある。

被災者が、どのような住まいの選択をするかは被災者自身が決断する必要があるため、まずは被災状況に応じた住まいの確保策の全体像を理解してもらうことが必要である。その上で、仮の住まいから恒久的な住まいを早く確保できるように、多様な住まいの選択肢の中から、被災者個々の事情を踏まえた住まいの情報提供を行うことが必要である。

基本的な住まいの情報提供内容

対応内容	基本的な情報提供内容
住まいの情報提供及び整理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の場所、広さ、間取り、応急仮設住宅の入居条件、期間等の基本的な情報 ○ 応急借上住宅の費用負担（自己負担が生じること等） ○ 応急建設住宅の立地場所（自家用車等がないと不便であること等）
公営住宅の一時使用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅の情報（場所、広さ、間取り等） ○ 入居に係る情報（入居条件、期間、自己負担等）
住宅や生活の再建のための支援制度、施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅再建資金の融資制度、融資対象となる住宅等 ○ 被災者の住宅や生活の再建のための支援制度、施策の情報 ○ 自治体独自の支援制度、施策の情報
災害公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害公営住宅の情報（場所、広さ、間取り等） ○ 入居に係る情報（入居条件、入居時期、自己負担等）
自宅再建	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法に基づく住宅の応急修理の対象範囲 ○ 自宅再建（新築、改修）や購入（新築、中古）に係る補助の範囲（地方公共団体が補助制度を持っている場合） ○ 復興まちづくりの計画と各種建築制限（都市計画の内容等）

被災者の状況は多様であり、専門的、個別的な相談内容やニーズが寄せられるケースがある。

相談の内容によっては、相談時にすぐ結論を出さず、関連部局や関係機関等の中で協議する、専門的な組織へ相談事項を引き継ぐ等、柔軟な相談、情報提供を心がける。そのためには、個人情報の保護に十分留意しつつ、関連部局や関係機関等の間での情報共有が不可欠である。

災害時に想定される専門的、個別的な相談内容
○ 介護等のケアが付いた共同住宅（シェアハウス、コミュニティハウス（長屋）型）に入居したい。
○ 地区全体で同じ応急仮設（建設）住宅に入居したい。
○ 足が悪いので、仮住まいの住宅は1階がよい。

（3）被災者の自立を促すための後押し

被災者は、災害によって財産の多くを失っていることが予想され、行政の支援を必要とする。しかし、いずれは発災前と同様に自立した生活を再開することが求められることから、応急仮設住宅等の仮住まいを確保する一方で、過度の依存心の高まりに注意して、住まいや生活の自立再建を後押しすることが重要である。

2. 被災者のニーズ、条件に応じた相談、情報提供

住まいの確保について相談に訪れる被災者には、それぞれ考慮すべき事情がある。そのため、相談員は各被災者のニーズを把握しながら、条件に応じた情報提供を行うことが求められる。

- 被災者の自宅の被害状況、世帯構成、家庭の事情、資力等といった住まいの判断材料を整理する。
- 自宅の被害が軽微な被災者に対しては、自宅を補修して住み続けるよう促す。その際に過度の負担が生じないか確認し、住まいの修理に関する支援制度があれば情報提供する。
- 避難者に対しては、避難生活がある程度落ち着いてから、アンケート調査、戸別訪問等を行って家族の生活実態の変化と住まいのニーズの聴取を行い、関連部局や関係機関等の中で共有することが重要である。時間の経過とともに、被災者のニーズも生活実態も変わっていくため、被災者との連絡を密にするとともに、年に1回程度はアンケートを実施し、ニーズの変化についても把握することが望ましい。
- 住まいや生活のニーズは時間と共に変化するため、災害公営住宅の事業計画などは、計画の変更に柔軟に対応ができるようにしておくことが重要である。
- 相談を受けた部局では対応できない内容の場合には、該当する担当部局に依頼し、被災者のニーズに速やかに対応する。

3. 特に相談を必要とすると想定される被災者

心身等の事情から、被災者自らが相談に訪れることが困難な場合も考えられる。被災時に特に相談が必要となることが想定される人については、平常時から関わりのある部署で連絡方法等を把握しておき、発災時には被災状況の確認に併せて相談を促すことや、自治体等から積極的に情報提供を行うことも検討する。

特に相談を必要とすると想定される被災者の例

特に相談が必要な被災者	考えられる相談内容の例
要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）が同居する家庭	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所等へ入居したい。 住まいに不可欠な機能（バリアフリー等）がある。 要配慮者が住み慣れた地域に継続して住むことを希望する一方で、同居する若い世帯は、生活再建のために被災地を離れたい。
高齢者のみの世帯	<ul style="list-style-type: none"> 年金以外の収入がない。 病気等で通院している。 住み慣れた地域で、公営住宅に入居したい。
ひとり親家庭	<ul style="list-style-type: none"> 収入が限られている。 就労場所の近傍で居住する必要がある。
低所得者	<ul style="list-style-type: none"> 住まいを修理するだけの資金がない。 今の収入状況では新たな住まいを確保できない。 公営住宅、災害公営住宅の家賃が高くて払えない。
子育て世帯	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅で、隣近所に子供の泣き声などが迷惑にならないか心配。
賃貸住宅に居住していた世帯	<ul style="list-style-type: none"> 災害後に、賃貸住宅の家賃が高騰し、入居できる賃貸住宅がない。
外国人世帯	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちが応急仮設住宅の入居資格があるのかわからない。
災害で稼ぎ手が負傷した世帯、犠牲者の遺族	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の収入が減り（なくなり）、自宅を再建し、又は家賃を支払う見通しが立たない。

4. 福祉、雇用、金融等の分野に係る相談、情報提供

被災者からの相談は、住宅分野だけでなく、福祉、雇用、金融など多岐の分野にわたることが予想される。そのため、被災者からの相談内容を、各分野の担当者に確実に伝達することが求められる。また、行政機関以外の専門家と連携を図ることも重要と考える。

相談時に連携が有効と考えられる関係機関

関係機関	連携メリットの例
他の行政機関	相互応援、各種支援制度の情報収集、広域避難先の自治体との被災者に関する情報交換
県、市町村 社会福祉協議会	ボランティアとの連携促進、支援が必要な被災者の対応の整理
士業	鳥根県行政書士会と県が協定を締結し、被災者が公的な支援を受けるために必要な手続き（り災証明書の発行等）などをスムーズに進めるための相談窓口設置
建築関係団体	自宅再建（新築、改修）に係る期間や費用のアドバイス
福祉関係団体等	民生委員による支援が必要な被災者の居住地訪問、ケアマネージャーや福祉管理者による要配慮者が必要なケアプランやバリアフリー設備等のアドバイス

5. 発災からの時期に応じた住まいの確保策の概要

(1) 発災からの時期区分の全体像

発災からの時期は大きく3つに区分され、それぞれ被災者の置かれている状況や検討すべき住まいの確保策が異なる。

○ 発災直後

- ・ 発災後の被災状況により、自宅にいたことが危険な状況となった場合には、自宅の被害程度によらず、命を守るために緊急避難場所へ緊急避難する。
- ・ 緊急避難の後、自宅が全壊、半壊の大きな被害を受け、自宅での生活が困難になった被災者は、自宅周辺の避難所に避難する。
- ・ 寝泊りは自宅で行うとしても、食事の準備ができない場合には、避難所で食事の配給を受けることもあるが、過去の災害では、避難所でトラブルになったケースもある。
- ・ 避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も「在宅避難者」として支援の対象とすることが大切である。

○ 応急救助期（発災後数日～1か月程度（大規模災害の場合、最大6か月程度））

- ・ 発災後数日から応急仮設住宅（建設仮設）の建設用地を決定し最初の建築発注を開始する。
- ・ 避難所等で、避難者の仮住まいのニーズ調査を進めるとともに、建設用地の拡充や建築発注を逐次進めていく。
- ・ あくまで一時的な仮住まいに過ぎない応急仮設住宅（建設仮設）の建設用地は、災害公営住宅の建設予定地や、復興まちづくりの土地利用計画を踏まえて検討し、決定することが重要である。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅（建設仮設）の用地として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する必要がある。

- ・ 特定大規模災害の場合には、「被災地短期借地権」（※）を活用し、5年以下の期間、被災地の土地を借上げ、応急仮設住宅（建設仮設）等の用地として活用することが可能である。

※「被災地短期借地権」について、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年6月26日法律第61号）により創設された「被災地短期借地権」は、特定大規模災害として政令で指定された場合に、政令で指定された地区内の土地について、存続期間5年以下とし、かつ、更新がない借地権の設定を認めるものである。被災地における暫定的な土地利用のために活用することが期待されている。

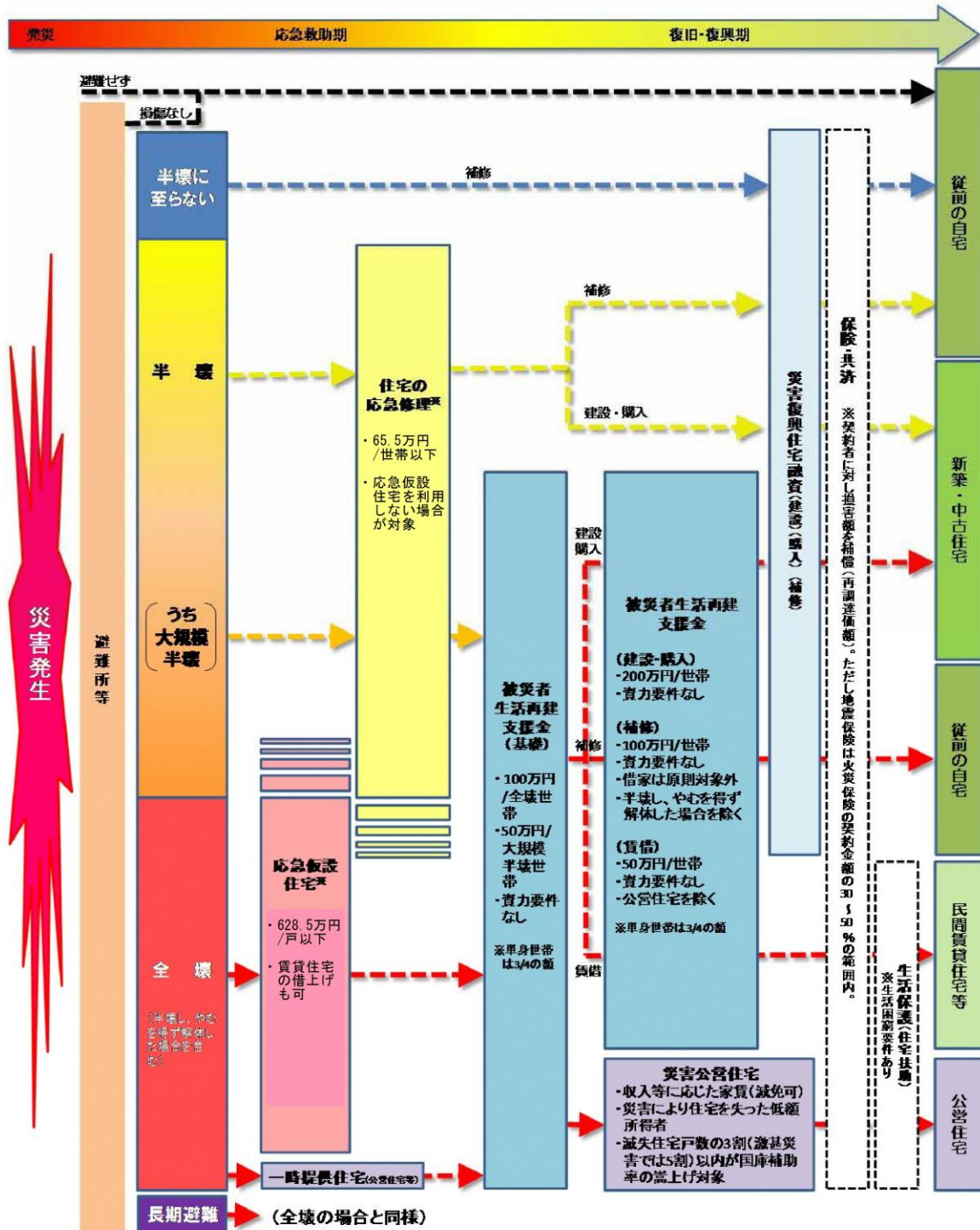
- ・ 被害が大きな地域では、自宅の被害が軽微であっても避難所に行く人が増え、発災から約1週間後に避難所で生活する人の数がピークを迎える。発災から半月後以降（大規模災害の場合には、最大6か月後程度）にかけて、応急仮設住宅（建設仮設）や応急借上住宅の確保、公営住宅の一時入居募集等により、避難所生活を送る人が徐々に減少する。

- 応急仮設住宅（建設仮設）及び応急借上住宅の確保、公営住宅の一時入居の募集により避難所からの移転を計画的に進め、大規模災害であっても概ね半年後までには避難所を解消すべきである。
- 学校の避難所利用の長期化は、教育機能の回復を遅らせるため、大きな問題となる可能性がある。阪神淡路大震災では、学校の再開に当たって、避難者に体育館から公共施設等に移動してもらうことが必要になった。
- 避難所での生活者及び住宅に被害を受け炊事のできない者は、災害救助法によって、食事を提供することが可能である。一方で、応急仮設住宅では、家賃が公的負担となるものの、被災者は自立して生活することが前提で、光熱費、食費とも自己負担となる。

○ 復旧、復興期（1か月程度～2年程度（大規模災害の場合は数か月程度～数年程度））

- 発災から概ね1年後以降に応急仮設住宅から災害公営住宅への入居が始まる。
- 住宅の自力再建を目指す被災者は、2年以内（大規模災害の場合は2年以降1年ごとの延長を行った年数以内）に、徐々に応急仮設住宅から退去する。
- 応急仮設住宅の提供は、原則として2年以内とされているが、平成8年に制定された「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により特定非常災害として指定された場合、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足し、応急仮設住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、その後も1年以内ごとに期間を延長することができる。
- 阪神淡路大震災では最長4年8か月、新潟県中越地震では最長2年9か月まで応急仮設住宅が提供された。

○ 被災から恒久的な住宅確保までの流れ（持家世帯）



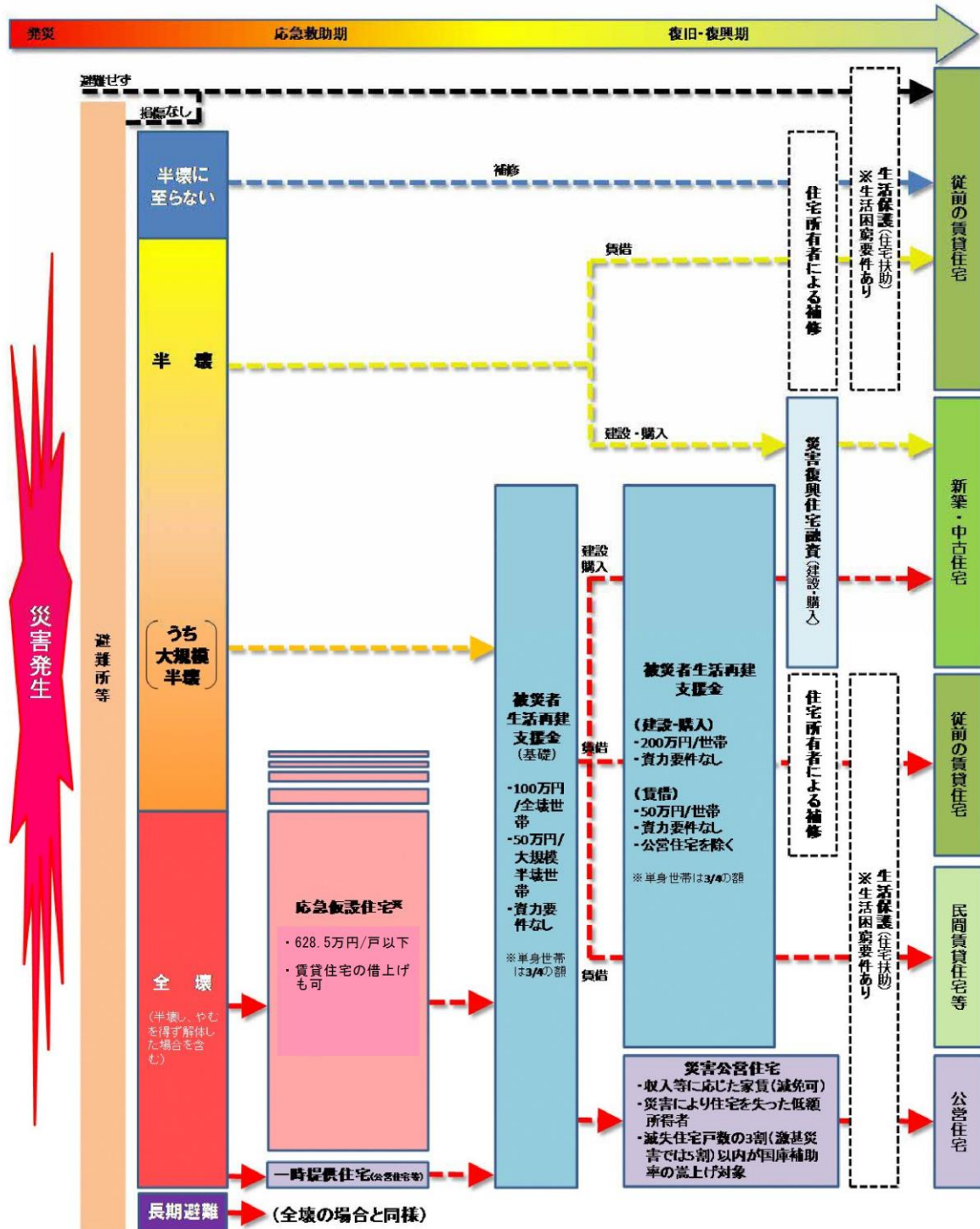
※救助の適切な実施に必要な場合は、特別基準を定めることも可

出展：内閣府 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ

「被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理」平成 26 年 8 月

(<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien2/wg/index.html>)

○ 被災から恒久的な住宅確保までの流れ（賃貸人世帯）



※救助の適切な実施に必要な場合は、特別基準を定めることも可

出展：内閣府 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ

「被災者の住まいの確保策に関する委員の意見整理」平成 26 年 8 月

(<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien2/wg/index.html>)

(2) 被災者の住まいの種類と特徴の整理

本マニュアルにおける災害時に被災者に提供される住まいの種類や特徴、制度に関する基礎知識について整理する。

○被災者の住まいの種類と特徴

・ 応急仮設住宅（建設仮設）

台所やトイレ、浴室等、必要最低限の生活機能と空間を備えた応急仮設住宅。5～8世帯程度が一棟にまとめられているケースが大半となっている。簡易な構造のため、短期間で大量供給できる反面、壁や天井、床等は薄く、十分な保温性や遮音性が備わっていない建物が多い。近年では応急仮設住宅に求められる機能の向上等の理由からコストが上昇しており、2年間の供与期間を前提とした場合に割高となる場合があることや、完成までに一定の時間がかかること、用地不足の場合にはその後の中長期的な復興を視野に入れた土地利用が優先され、交通の便が悪い場所に建設される場合もあること等にも留意する必要がある。東日本大震災では、冬の寒さ対策として外壁に断熱材を貼り付ける等の追加工事が行われたこと等により、建設費は620～730万円程度と阪神淡路大震災時の価格の2倍強となった。なお、コミュニティに配慮し、従前地区にまとまった戸数を建設することや、50戸ごとに集会施設を設置することが可能である。

・ 応急借上住宅

本来は通常の賃貸住宅として市場に供給されているもののうち、発災時に空室であったものについて、所有者の承諾を得て被災地の自治体が借上げた上で、被災者に仮住まいとして提供する。応急仮設建設住宅（建設仮設）と異なり、立地場所が点在するため、見守り等の支援を適切に行う必要があるといった課題がある。また、所有者の意向により応急借上住宅として入居可能な期間が制限される可能性（借上げ期限後も退去しない入居者に対して明け渡しの要請が必要になったケースもある。）や、市街地の物件は入居を希望する被災者が多いこと等にも留意する必要がある。なお、応急仮設住宅（建設仮設）では、いわゆる5点セット（エアコン、ガスコンロ、給湯器、照明器具、カーテン）が標準設置されていることを踏まえ、できるだけ5点セットが設置されている物件を自治体が選定することが望ましい。

・ 公営住宅等の一時入居

発災時に空室であった公営住宅を被災者の仮住まいとして活用する。家賃の減免等が行われる場合もある。所有者である各自治体によるが、あくまでも一時入居であるため、一定期間が経過した後は、退去が必要になること等にも留意する必要がある。

・ 災害公営住宅（自治体によっては復興住宅、復興公営住宅等と呼んでいる）

被災者を中長期の間、低家賃で受け入れることを目的とした恒久的な住宅。完成、入居まで概ね発災から1年以上を要するが、安定した生活環境の確保が可能である。一方で、大規模な集合住宅形態が多く、マンションと同様に従前の地縁関係がない住民同士のコミュニティ形成が構築されにくい場合がある点が課題のひとつとなっており、被災地の自治体では、コミュニティ形成をサポートする支援を行うことがある。

上記のほか、木造の応急仮設住宅（建設仮設）や1階建て、長屋形式の災害公営住宅など、被災地の実情に応じた住まいが供給されることがある。

○災害時の住まいの制度に関する基礎知識

- ・ 避難所は早期（1週間から1か月程度（大規模災害の場合は最大6か月程度））に解消するものであり、被災者は自宅に戻るか、あるいは住む場所を確保する必要がある。

- 応急仮設住宅は要配慮者や低所得者等、自ら自宅を確保することができない被災者を一定期間保護するための制度であり、長期間にわたって安定して生活できる居住環境を確保するものではない。
- 応急仮設住宅の光熱費等は自ら支払う必要がある。
- 応急借上住宅の場合は、家賃額に上限が設けられるので、希望どおりの居住環境を確保するものではない。
- 応急借上住宅制度の運用に当たっては、若い世帯を中心として被災地から都市部の応急借上住宅に転出する傾向があることを考慮することが重要である。（都市部には一般に応急借上住宅となり得る民間賃貸住宅が数多くあるため）。都道府県の管理する公営住宅への一時入居についても、同じことが言える。

（参考）

自ら賃貸住宅を契約した被災者の物件を、入居後に応急借上住宅として特例で認めたケース

（東日本大震災の各被災地）

東日本大震災では、多数の被災者が住まいを失い、応急建設住宅（建設仮設）の供給も間に合わなかったことから、応急借上住宅制度が本格化する前に、被災者が自ら賃貸契約をするケースがあった。自宅を失った同じ被災者でありながら、一方は無償の応急借上住宅に居住し、一方は自ら住宅の確保を図ったために負担が重くなる事態が懸念された。

（複数有識者へのヒアリングより）

- 災害公営住宅は、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者が入居可能なものである。東日本大震災等の大規模災害の場合には、法律の特例によって収入によらず入居することが可能であるが、収入超過者や高額所得者となった場合には、一定期間経過後は明け渡しの努力義務が発生（高額所得者の場合は明け渡し義務が発生）するため、注意が必要である。
- 各地域で災害時に被災者の住まいとして利用できる公的住宅、民間賃貸住宅等の情報を事前にリストアップし、可能であれば関係機関等と協定を締結する等、連携体制を平常時から確保しておくことが必要である。

(3) 被災者の自力による住まいの確保

仮住まいの支援は、住宅を再建、確保できるまでの応急的、一時的なものである。相談員は、被災者が住まいの再建、確保を主体的に進められるよう、活用可能な制度を把握し、相談、情報提供を行う。

自力による住まいの確保に当たっては、自宅の修理や新築、中古住宅の購入、新規の賃貸住宅の確保等において自己負担を伴うため、資金確保が住まいの確保の方針を決める上で重要な要素となる。このため、被災者の資力や災害への備えとしての保険、共済による資金確保とともに、行政による各種支援（被災生活再建支援金等（添付資料 1 参照））の活用が有効であり、これらの支援に関する相談、情報提供が非常に重要となる。被災者生活再建支援法が適用される規模の災害の場合、住宅が全壊、大規模半壊等した被災者が自宅を再建あるいは新規に購入すると、被害程度及び再建方法によって、最大で 300 万円の支援金が支給される。

また、応急仮設住宅を利用せず、必要最低限の修理を行った上で自宅に戻る場合には、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度が利用可能な場合がある。

(住宅の応急修理制度の概要)

注：詳細については法制度が改正されているので、最新情報で確認すること。

○応急修理制度の対象となる者

- ・ 原則、半壊又は中規模半壊若しくは大規模半壊の被害を受けたこと。
- ・ 修理した住宅での生活が可能となると見込まれること。
※住家の半壊等の証明として「り災証明書」が必要となる。
※応急仮設住宅に入居していないことが条件となる。

○住宅の応急修理の範囲及び基準額

- ・ 住宅の応急修理の対象範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に必要不可欠な部分であって、より緊急を要する部分から実施することとされている。
- ・ 基準額は、1 世帯当たり 65 万 5 千円以内（令和 4 年度基準）で契約は自治体が行うことが必要である。
（基準額を超える修理費用は本人負担となる。）

○応急修理の期間

- ・ 応急修理の期間は災害発生の日から 1 月以内とされている。（1 月の期間内に修理を完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。）
※東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発災）では、宮城県は平成 24 年 1 月 31 日まで、仙台市は平成 24 年 3 月 31 日受付分まで認められた。なお、被災者生活再建支援法や災害救助法の応急修理以外にも、地方公共団体独自の制度で支援が受けられることがある。

添付資料

1. 被災者支援関連法規の概要
2. 住宅支援の概要
3. 応急修理から本格的復旧に向けて
4. 被災者相談対応の心得
5. 被災者相談シート
6. 応急復旧工事協力会参加申請書
7. 応急復旧工事協力会名簿
8. 参考文献リスト

1. 被災者支援関連法規の概要

I. 風水害による被災者の主な支援策

- ① 「災害救助法」の住宅の応急修理
- ② 「被災者生活再建支援法」の支援金支給
- ③ 全国から寄付された義援金の配分
- ④ 都道府県や市町村独自の見舞金制度
- ⑤ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」の弔慰金支給
 - ・ この他に、公営住宅への入居、応急仮設住宅の供与等の住宅支援と、災害復興住宅融資、災害援助資金、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金等の資金貸付支援がある。

II. 「災害救助法」における住宅の応急修理の枠組み

- ① 住宅が「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」と判断され、仮設住宅を利用しない場合には、1世帯あたり65万5千円（2022年4月現在）の限度で修繕ができるが、仮設住宅に入居する場合は使えない。また、全壊の住宅や一部損壊の住宅は、原則対象とならないので市町村と相談する。
- ② 自宅の屋根、居室、台所及びトイレなど日常生活に必要な最小限度部分の応急的な修理ができる。
- ③ 制度を使うには、事業者が費用を支払う前に市町村に申請する。修繕業者は、協力会の作成した「協力会名簿」の事業者や市町村が推薦する事業者かどうか、事前に確認をする。
- ④ 半壊の場合には、所得制限が設けられる場合があるので、市町村と相談する。
- ⑤ 賃貸住宅の場合は、まず家主（大家）に相談する。

III. 「被災者生活再建支援法」の枠組み風水害による被災者の主な支援策

- ① 住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」と判定される著しい被害を受けた場合に、その世帯に支給される支援金である。現金（振込）で支給され、用途に制限はない。
- ② 被害認定に応じた「基礎支援金」と住宅の再建方法（新規建設、購入か補修か賃貸住宅への入居か）に応じた「加算金支援金」がある。
- ③ 基礎支援金、加算支援金を合わせた支給額は最大300万円である。詳しくは、次ページの支援の一覧表に記載している。なお、単身（独居）世帯は、支給額が4分の3になる。

IV. 義援金（全国からの寄付の配分）

- ① 義援金が集まった場合には、自治体を通じて被災者や被災世帯などに配布される。配分が決定されるまでは数か月を要するので、災害直後には配分額はわからない。

●被災された方が受けられる主な支援の一覧表（2022年4月現在）

新たな住宅を建設・購入する場合

被害認定	災害救助法	被災者生活再建支援法		義援金	県、市見舞金
	応急修理制度	基礎支援金	加算支援金		
半壊	—	—	—		
中規模半壊	—	—	100万円 ※1		
大規模半壊	—	50万円 ※1	200万円 ※1		
全壊	—	100万円 ※1	200万円 ※1		

現在の住宅を補修して住む場合

被害認定	災害救助法	被災者生活再建支援法		義援金	県、市見舞金
	応急修理制度	基礎支援金	加算支援金		
半壊	65.5万円 ※2 ※3	—	—		
中規模半壊	65.5万円 ※2	—	50万円 ※1		
大規模半壊	65.5万円 ※2	50万円 ※1	100万円 ※1		
全壊	65.5万円 ※2	100万円 ※1	100万円 ※1		

賃貸住宅（公営住宅を除く）に転居する場合

被害認定	災害救助法	被災者生活再建支援法		義援金	県、市見舞金
	応急修理制度	基礎支援金	加算支援金		
半壊	—	—	—		
中規模半壊	—	—	25万円 ※1		
大規模半壊	—	50万円 ※1	50万円 ※1		
全壊	—	100万円 ※1	50万円 ※1		

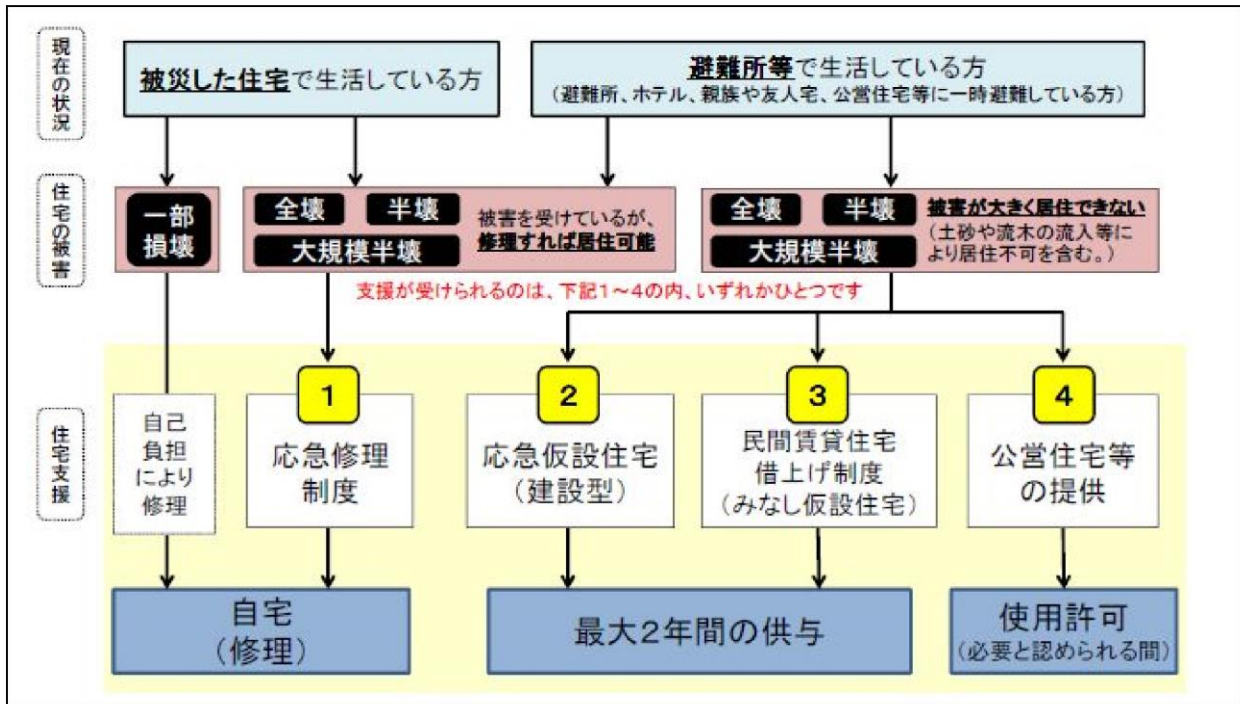
注) ※1：単身世帯は4分の3の額 ※2：仮設住宅に入居しない場合 ※3：所得制限あり

●災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付（市町村から支給、貸付）

- ① 災害弔慰金：災害によって死亡した者の遺族に最大500万円支給
- ② 災害障害見舞金：災害によって精神、身体に著しい障がいを受けた者に最大250万円支給
- ③ 災害援護資金：災害によって被害を受けた世帯主に資金を最大350万円貸付け。

注) ①、②については、遺族に一定の収入があれば2分の1の額になる。

2. 住宅支援の概要



1. 応急修理制度

・対象者

- ① 当該災害により半壊以上の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度含む。）を利用しないこと

2. 応急仮設住宅（建設型）

・入居対象者

- ① 住家が全壊、全焼、流出し、居住する住家がないこと
- ② 自らの資力では、住宅を得ることができない者であること

3. 民間賃貸住宅借上げ制度

・入居者の要件

- ① 災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住家がない方
- ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあるライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶しているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ③ 「半壊」（大規模半壊等を含む。）により住宅として再利用ができず、自らの住居に居住できない方
- ④ 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- ⑤ 災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理又は障害物の除却制度を利用していない方

3. 応急修理から本格的復旧に向けて

応急修理から本格的な復旧に向けてどのような考え方で検討を進めればよいか、様々な視点から、その検討の要素を示している。

1. 応急修理の実施

(1) ゴミ処分の注意点

① 災害ゴミ処分の制限

市町村ごとに受け入れできる時期や受け入れ先、受け入れできるゴミの制限がある。市町村からの情報に注意する。

② アスベスト等に注意

建物の倒壊、流出、仕上げ材等の撤去によって搬出されるゴミにアスベストあるいはアスベストを含有した建材がないか確認することが必要である。解体業者等の専門業者に相談する。古いもの（昭和 40、50 年代が中心）で綿状のものはアスベストの可能性はある。板状の建材（石綿板や石膏ボードの一部、屋根材の一部など）など、多くの建材にアスベストが使われているが、破碎され飛散する状態でなければ特に問題はない。

③ アスベスト以外にも、PCB 等の有害物質もある。古い蛍光灯（昭和 47 年までの製造のもの）の安定器に含まれていて、適正な処分が必要なために処分できる場所が限定されている。

(2) 応急修理の実施の注意点

以下のポイントについて、まず市町村へ確認する。

① 市町村の指定業者が実施すること。

市町村によって順次追加されることになる。

② 適用工事が限定されていること。

あくまで、住める状態とするための修理であり、本格的な建築工事は対象外である。また、避難先の居住状態によって対象とならないことがある。

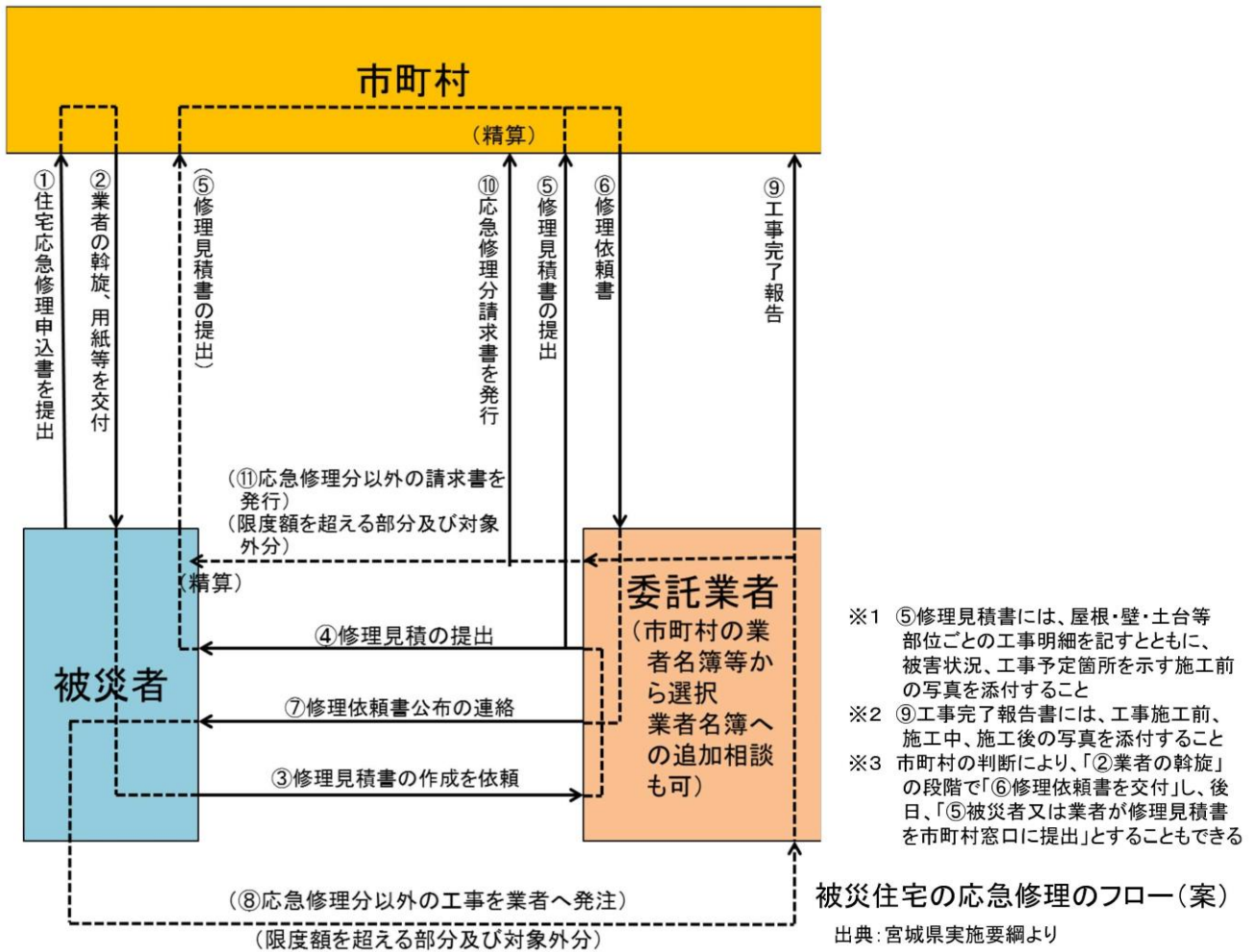
③ 実施期間が限定されていること。

制度上は災害後 1 か月以内であるが、市町村によっては延長される。

④ 市町村の承認後に実施すること。

応急修理の原則的な手続きの流れは以下のとおりであり、支給の上限を超えた場合は超えた金額は自己負担となる。

被災住宅の応急修理の手順



(3) 応急修理制度概要

① 対象者と費用の限度額 (2022年4月現在)

- り災証明書にて「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」の世帯：655,000円以内
- り災証明書にて「準半壊(損害割合10%以上20%未満)」の世帯：318,000円以内
- ※全壊でも修理で居住可能な場合は応相談

② 対象となる工事 (基本的な考え方)

- ア 今回の風水害に直接関係のある修理である。
- イ 内装に関するものは原則対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳などや壁紙などの補修が行われる場合については、以下の取扱いとなる。
 - ・壊れた床の修理と併せて畳の補修を実施する場合1戸当たり6畳相当を限度として対象
 - ・壊れた壁の修理とともに、壁紙の補修をする場合、当該壁の部分に限り対象
 - ・修理の方法は、代替措置でも可とする。
 - ・材料や機器の仕様は、修理前と同等程度とする。
 - ・家電製品(設置工事不要で接続すれば使用可能なもの)は、対象外

③ 個別の判断の具体例 (詳細は市町村へ確認してください。)

- ア 住宅以外の車庫や物置(別棟)石垣や門塀は対象外
- イ フローリング材は床破損個所の修理に伴う仕上げ材としての復旧は対象

- ウ システムキッチンの対象外であるが、床の修理に伴う最低限の復旧と判断できるものは対象
- エ 洗浄機付きトイレは付加された洗浄器部分は対象外であるが、一体型で元々ついていれば対象
- オ クロスの貼り替えのみは対象外、また網戸は対象外
- カ 外壁断熱材は同仕様の復旧は対象であるが、内壁は対象外
- キ 防蟻処理、エアコンの取替は対象外
- ク 破損したシンクごとの取替、浄化槽は対象及びビルトインのIHヒーターは対象
- ケ 内装は対象外であるが、トイレの便器の取替や配管工事による復旧に必要な内装工事は対象
- コ 床暖房設備は対象外であるが、壊れた床の復旧のために撤去しなければならない場合は対象

2. 復旧方針の検討

被災建物等の今後の利用方針を検討することについて、一般に以下の方針となり、それぞれ検討に当たって注意しなければならないことや、助成制度の内容が異なる。まずは、以下の点も考慮して家族で話し合っ方針を決めることが大切である。

(1) これからの生活を考えて、様々な要素から検討

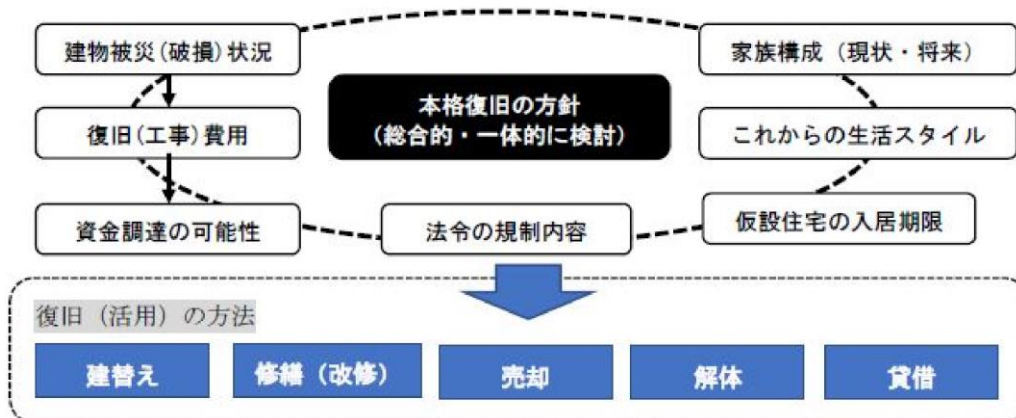
本格的な復旧を考えるときに、これからの生活スタイルを考えると、「何を」「どこまで」復旧させるべきかを考えて計画することが必要である。検討の要素とすれば、

- ① これからの家族構成と年齢
- ② 生活レベルの「維持」か「向上」か
- ③ 必要資金確保の可能性

などが考えられる。その上で、今後の復旧などの方針とすると

- ① 建て替える
- ② 修繕して利用する
- ③ 建物を除却（除却せず）、土地を転売する
- ④ 他人に貸す、仮住居に住んで取りあえずそのままにしておく

などが考えられる。



(2) 修繕（改修）も多様な視点から方法を検討

被災建物（住宅）を直して使用することを選択するときは、現状の建物規模から、家族構成やこれからの生活スタイル等から、すべての機能や仕様について被災前と同じレベルで修繕していくのか、部分的な修繕にとどめるかを検討する必要がある。

修繕計画の検討においては、この際、建物仕様（耐震性や省エネ性能、バリアフリーの適用の状況等）や設備の仕様について、レベルアップを図るか否かについて検討する必要がある。

これらの修繕に適用される助成制度をうまく活用して、最大限の工事費負担の軽減を図ることを検討する。

・例1

ひとり住まいの高齢者である場合で、被災した住宅を修繕して引き続き住みたいと考えておられるとすれば、必要最低限の修繕実施を検討されることを提案する。全ての部屋を元どおりに復旧するのではなく、居住スペースとしての最低限の部屋（寝室、台所、トイレ、浴室）のみを復旧（場合によっては、現状よりレベルを上げることも考えて）する。あまり使わない部屋で床を撤去しているのであれば、コンパネを敷き込むなどの方法もある。こうした部分的な工事であっても、一定の基準による断熱性の向上や、バリアフリー工事などを行うことによって、助成制度が活用できる。

・例2

引き続き被災した住宅に住まわれるとして、資金計画にもよるが、この際に耐震改修や省エネ向上工事を復旧に併せて行うことを勧める。こうした性能向上のための工事を実施する場合は、助成（補助金や優遇税制、低利融資）が活用でき、修繕後におけるランニングコストの低減は無論、これまでより快適な生活が確保される。

・例3

この際、建て替えを検討されるときに、再度の水害に備えるための設計参考資料がある。水害の教訓を生かした構造や材料を選ぶことが大切になる。

参考となる資料：（財）日本建築防災協会「家屋の浸水対策ガイドブック」

(3) 法的な規制に注意

① 建て替えるとき（増築するときも同じ）

- ・市街化調整区域内（区域は県又は市町村に確認）は制限されることがある。
- ・土砂災害特別警戒区域内（区域は県又は市町村に確認）は構造制限がある。
- ・河川区域、河川保全区域内（区域は県又は市町村に確認）は構造制限がある。
- ・砂防指定区域内（区域は県又は市町村に確認）は構造制限がある。

※主な規制制度であり、これ以外は市町村に確認すること。

② 修繕して利用するとき

被災前の状態に復旧し、自ら住み続けるときは、特に法的な規制はない。

③ 土地を転売するとき

市街化調整区域内（区域は県又は市町村に確認）は制限されることがある。

④ 他人に貸すとき

市街化調整区域内（区域は県又は市町村に確認）は利用する用途等により制限されることがある。業務用の用途に変更する場合は、関連した法令による構造、設備等の基準がある。

⑤ 解体するとき

アスベストを使用した建物は一定の措置を行って解体することが必要となる。

◆減税制度

1. 所得税の控除

制度期間 令和3年12月31日まで

所得税とは1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に課される税金(国税)です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、税務署への確定申告で必要な手続きを行うと控除を受けることができます。所得税の控除には、**①投資型減税**、**②ローン型減税**、**③住宅ローン減税**という3種類の制度があります。減税の対象は、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームとその他の一定の要件を満たした増改築等工事です。

① 投資型減税 (リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能)

控除期間	1年 改修工事を完了した日の属する年分
最大控除額	20万円 (バリアフリーリフォーム) 25万円 (耐震・省エネ・同居対応・長期優良住宅化リフォーム) / 35万円 ^{*1} / 50万円 ^{*2}
控除額	= ①、②のいずれか少ない額 × 10% ① 国土交通大臣が定めるリフォームの種類別の標準的な工事費用相当額 ^{*3} - 補助金等 ② 控除対象限度額 200万円 (バリアフリー) / 250万円 (耐震・省エネ・同居対応・長期優良住宅化リフォーム) / 350万円 ^{*1} / 500万円 ^{*2}

※1 省エネリフォームと併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合
※2 耐震および省エネリフォームと併せて長期優良住宅化リフォームを行う場合
※3 投資型減税では、実際の工事費用ではなく、国がリフォーム工事内容ごとに定めた工事費用の額「標準的な工事費用相当額」で計算します。

② ローン型減税 (償還期間5年以上のリフォームローンの場合)

控除期間	改修後、居住を開始した年から 5年
最大控除額	62.5万円 (12.5万円/年 × 5年間)
1年間の控除額	= ①、②のいずれか少ない額 × 2% ① 対象となる改修工事費用 - 補助金等 ② 控除対象限度額 250万円 + ③以外の改修工事費用相当分の年末ローン残高 × 1%

③ 住宅ローン減税 (償還期間10年以上のリフォームローンの場合)

控除期間	改修後、居住を開始した年から 最大13年 [*]
最大控除額	480万円 (4000万円 × 1% / 年 × 10年間 + 4000万 × 2/3% / 年 × 3年間)

2. 固定資産税の減額

制度期間 令和4年3月31日まで

固定資産税とは、保有する土地や建物などの固定資産について、1月1日時点の評価額に応じて課される税金（地方税）です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、市区町村等に申告手続きを行うと当該家屋に係る固定資産税の減額を受けられます。

減税の対象は、耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化リフォームです。

減税期間 **1年間**（工事完了年の翌年度分）

申告期間 工事完了後3ヶ月以内

リフォームの種類	耐震 ▶ P.36	バリアフリー ▶ P.36	省エネ ▶ P.37	長期優良住宅化 ▶ P.39
軽減額	固定資産税額の 1/2	固定資産税額の 1/3	固定資産税額の 1/3	固定資産税額の 2/3
備考	家屋面積120㎡相当分まで	家屋面積100㎡相当分まで	家屋面積120㎡相当分まで	家屋面積120㎡相当分まで

耐震リフォーム

住宅の耐震に関するリフォーム。現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置を受けられます。

- **所得税（投資型減税）** **最大控除額 25万円**
- **固定資産税の減額** **減額 1/2を軽減**

改修工事の種類 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事

バリアフリーリフォーム

高齢者や障がい者をはじめ家族全員が安全に暮らしていくためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

- **所得税（投資型減税）** **最大控除額 20万円**
- **所得税（ローン型減税）** **最大控除額 62.5万円**
(12.5万円/年 × 5年間)
- **固定資産税の減額** **減額 1/3を軽減**

改修工事の種類 ①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付け
⑥段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え

省エネリフォーム

住宅の省エネ性能を上げるためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

- **所得税（投資型減税）** **最大控除額 25万円 / 35万円**（省エネ改修工事と併せて、改修工事③を行なう場合）
- **所得税（ローン型減税）** **最大控除額 62.5万円**（12.5万円/年 × 5年間）
- **固定資産税の減額** **減額 1/3を軽減**

改修工事の種類 ①全ての居室の全ての窓の断熱工事 ②床の断熱工事/天井の断熱工事/壁の断熱工事
③太陽光発電設備設置工事
④高効率空調機設置工事/高効率給湯器設置工事/太陽熱利用システム設置工事

🏠 同居対応リフォーム

親、子、孫の世代間での助け合いがしやすい住宅環境を整備する三世同居のためのリフォーム。
一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除を受けられます。

- **所得税（投資型減税）** 最大控除額 **25万円**
- **所得税（ローン型減税）** 最大控除額 **62.5万円**（12.5万円／年 × 5年間）

改修工事の種類 ①調理室の増設*1 ②浴室の増設*2 ③便所の増設 ④玄関の増設

※1 ミニキッチンでも可。ただし改修工事後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る。ミニキッチンとは、台所流し、コンロ台その他調理のために必要な器具または設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニット（間口1,500mm以下のもの）。

※2 浴槽がないシャワー専用の浴室でも可。ただし改修工事後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る。

🏠 長期優良住宅化リフォーム

住宅の耐久性を向上させるリフォームを行い、長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

- **所得税（投資型減税）** 最大控除額 **25万円**（耐震または省エネ+） / **50万円**（耐震+省エネ+ 耐久性向上の場合）
- **所得税（ローン型減税）** 最大控除額 **62.5万円**（12.5万円／年 × 5年間）
- **固定資産税の減額** 減額 **2/3を軽減**

改修工事の種類

- ①小屋裏の換気性を高める工事 ②小屋裏の状態を確認するための点検口を天井等に取り付ける工事
③外壁を通気構造等とする工事 ④浴室または脱衣室の防水性を高める工事
⑤土台の防腐または防蟻のために行う工事 ⑥外壁の軸組等に防腐処理または防蟻処理をする工事
⑦床下の防湿性を高める工事 ⑧床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事
⑨雨どいを軒または外壁に取り付ける工事 ⑩地盤の防蟻のために行う工事
⑪給水管、給湯管または排水管の維持管理または更新の容易性を高める工事

[対象となる住宅の種類] 木造：①～⑪ 鉄骨造：①②⑦⑧⑪のみ 鉄筋コンクリート造等：⑪のみ

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
「住宅リフォームガイドブック（令和3年度版）」より

4. 被災者相談対応の心得

1. 相談窓口における対応方法の心得

被災者の相談に対応するに当たり、相談員は下記の事項に注意し、相談業務を遂行することが求められる。

- ① 被災者が何を相談しに来たかをまず知る。
- ② 被害発生箇所等をよく聞く。
- ③ 応急復旧の方法として、どのようなことが考えられるのかを説明する。
- ④ 火災保険や公的助成の可能性を説明する。
- ⑤ 「応急復旧工事協力会名簿」の中から、適切な事業者を選べるようにアドバイスする。

(1) 被災者が何を相談しに来たかをまず知る。

被災者が何を相談するために窓口に来られたのか、あるいは電話をかけてこられたのかを、まずよく聞くことが大切である。

面接のような感覚で、「お名前は?」「ご住所は?」「具体的な被害状況は?」「工務店は?」等々、事務的な問いかけを、矢継ぎ早にしないことがポイントである。

「床上浸水されたのですか。それは大変でしたね。恐れ入りますが、お住まいのご住所とお名前を教えてくださいませんか?」

「ああ、この地区は被害が一番酷かったようですね。電話は大丈夫でしたか?」

「避難所へは行けなかったわけですね。今、どのようなことでお困りでしょうか?」

こうした会話の中で被災者名、住所、連絡先等を確認し、被災者の相談目的を尋ねるとよい。

(2) 被害発生箇所等をよく聞く。

住宅の被災状況を確認する。被災者は建築のプロではないので、わかり易い言葉で質問や説明をしてあげなければならない。確認する事項は下記のとおり。

- ・住宅被害の概要 例：床上浸水／屋根瓦が飛散／窓ガラスが割れる／雨漏り
- ・ライフラインの状況 例：道路河川の状況／電話／電気／ガス／水道
- ・具体的な被災箇所 例：屋根、外壁、窓、シャッター、畳、フローリング、風呂、トイレ等
- ・被災箇所のダメージ度 例：床がブヨブヨ、窓ガラスが○枚割れる、シャッターが飛散等
また、被災者に危険が及ぶことが想定される場合は、「被災された箇所は、二次損壊の恐れもありますから、決して自分で修繕しないでください。」等のアドバイスを行うことが親切である。

(3) 応急復旧の方法として、どのようなことが考えられるのかを説明する。

復旧方法や工事費について、被災者からさまざまな質問を受けることが想定される。

「どうやって壊れた箇所を復旧していくのですか?」

「工事にはいくらくらいかかりそうですか?」

「ちゃんと住めるようになるには、どれほど時間がかかりそうですか?」

しかしながら、上記質問に対しては、実際被災現場を見た事業者でないと適切に答えられない。

相談窓口でうかつに答えると、後々問題になることも予想される。したがって、相談窓口では復旧工事の一般的な手順や工事内容（例えば割れたガラスの入れ替えで1窓当たり通常だといくらくらいかかる、あるいは工事にかかるおおよその日数等）の説明にとどめるべきである。

（４）火災保険や公的助成の可能性を説明する。

被災者の一番の「関心事」は復旧資金である。予期せぬ被災によって様々な出費が予想されるなか、その不安を解決することも相談窓口の役割である。そのため、まず火災保険の加入状況について確認する。

- ・火災保険等への加入の有無
- ・保険の種類（特に水災の補償が入っているか否か）

火災保険等は、被災の第一報を被災者が行うことになっているため、加入している保険会社に連絡するようアドバイスすること。

次に、被災規模によっては「被災者生活再建支援法」等が適用され、公的助成を受けられるケースがある。そのため、相談窓口は公的支援関連の情報を市町村から入手し、わかる範囲で説明することが望ましい。より詳しい説明を望む被災者には、市町村の担当窓口を紹介する。

（５）「応急復旧工事協力会名簿」の中から、適切な事業者を選べるようにアドバイスする。

応急復旧工事に協力する事業者を知らない被災者は、相談窓口で事業者の紹介を依頼してくる。そこで、応急復旧工事協力会が作成した「応急復旧工事協力会名簿」を被災者に提供する。この時に大切なことは、

- ・どういった職種の事業者に工事を依頼したらよいか？
- ・本当に安心できる事業者なのか？
- ・すぐ対応してくれるのか？

といった被災者の不安を払拭することである。したがって、被災状況から類推し、ふさわしい職種をアドバイスしたり、「安心して任せられ、すぐに来てくれる事業者をリスト化しています。」ということ、被災者に説明することがポイントである。

場合によっては、相談されている場所から被災者が最終的に選んだ参加事業者に直接電話を入れ、応急復旧工事の依頼をしてもらうことも考えられる。

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
「台風等による被災住宅の応急復旧マニュアル」より

5. 被災者相談シート

被災者相談シート

A 基本情報

依頼者名	
相談日時	年 月 日 () : ~ :
記入者所属	
相談窓口	
記入者名	

A-1 相談内容（お困りのこと）→A-2相談者情報へ

※相談者が何を相談に来たかまず知る。

※矢継ぎ早に質問せず、被害状況へのコメントを挟みながらお名前、ご住所等の質問へ誘導する。

→マニュアル P.58 4

A-2 相談者情報

お名前		
ご住所	〒	
連絡先	TEL	
	FAX	
	携帯	
	E-mail	

B 相談情報

B-1 家屋の修繕・被災者による応急措置

※被害発生箇所をよく聞く

住宅被害の概要
<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他浸水被害 <input type="checkbox"/> 屋根破損 <input type="checkbox"/> ガラス破損 <input type="checkbox"/> その他破損 <input type="checkbox"/> 雨漏り
ライフラインの状況
<input type="checkbox"/> 道路・河川 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> その他
具体的な被災箇所とダメージ度
例) 窓ガラスが○枚割れた

B-2 保障等の概要

※火災保険や公的助成の可能性を説明する。

※被災者自身が加盟の保険会社に連絡する必要があることを説明する。

損害保険	住宅	<input type="checkbox"/> 新住宅総合保険 <input type="checkbox"/> 火災保険 <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明
	家財	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明
共済保険		<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明
水災保障の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
公的助成		関連法規→C-1
		マニュアル P.48 1. - I
※どの火災保険に入っているか分からない時		
自然災害損保契約相談センター 0120-501331 (無料) 土日祝・年始年末除く9:15~17:00		

B-3 住まいに対する要望

現在の家に	<input type="checkbox"/> 住める <input type="checkbox"/> 住み続けるのが不安 <input type="checkbox"/> 住み続けることができない
転居	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅への転居を考えている。 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅への入居を検討している。 <input type="checkbox"/> 知人や親せきの家に移動する。 <input type="checkbox"/> 分からない

C 想定される対応

C-1 修繕について

※応急対応から生活再建までのフローシート マニュアルP. 18

※応急復旧についてどのようなことが考えられるか説明する。

被災者による対応	マニュアル P. 19 震災が繋ぐネットワークパンフ
	「水害にあったときに」参照
被災者への主な支援	マニュアル P. 48 1. -I
応急修理（災害救助法） (大規模半壊、中規模半壊、半壊)	マニュアル P. 48 1. -II ※1カ月以内の実施
大規模な修繕、再建 (被災者生活再建支援法) (全壊、大規模半壊、中規模半壊)	マニュアル P. 48 1. -III ※支給金額 マニュアル P. 49
修繕費用・日数	※現地確認をしないと詳細を把握できないことをお伝えしてアドバイスを行う

C-2 リ災証明の取得

※リ災証明は市役所、市町村が調査、発行し、公的な支援を受けるために必要であることを説明する。

※写真等の撮影は保険適用の為に重要であることを説明する。

リ災証明書にて（一部損壊・半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊）

→各状態の定義 マニュアル P. 19

市役所・市町村役場に浸水したことを申し出る。

被害認定の調査を受ける。

被害の状況が分かる写真を撮る（家の外観を4方向から。室内も撮影）

家の施工会社や大家へ浸水を伝える。

加入している保険の担当者にも忘れず連絡する。

C-3 相談窓口への誘導

地方公共団体 ボランティアセンター

地区民生委員 応急復旧工事協力会

その他（ ）

C-4 配布資料 配布物有 配布物無

協力会登録事業者リスト

その他

配布手段 手渡し FAX その他（ ）

6. 応急復旧工事協力会参加申請書

応急復旧工事協力会参加申請書

年 月 日

島根県建築住宅施策推進協議会会長 様

応急復旧工事協力会運用規程第2条第2項の規定に基づき、参加を申請します。

申請者（事業者名及び代表者職・氏名）

1. 事業所所在地		
2. 連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	@
3. 応急復旧工事 連絡担当者	職名・氏名	
	担当者携帯番号	
4. 対応可能な応 急復旧工事	1. ブルーシート掛け	2. 基礎の土砂、水の排水と仮設工事
	3. 床下、土間の修繕	4. 構造軸組の修繕
	5. 屋根材の修繕、張り替え	6. 外装材の修繕
	7. 開口部の修繕、取り替え	8. 雨樋の修繕、取り替え
	9. 内装材(建具、畳等)の修繕	10. 電気配線の修繕
	11. 住宅設備器具の修繕（保守、清掃含む。）	
	12. その他（ ）	
5. 応急復旧工事 対応可能地域	次表による。	

【記入上の留意事項】

- (1) 複数の団体に所属している事業者にあつては、どれか一つの団体の事務局を選んで申請書を提出してください。
- (2) 支店又は営業所等がある場合は、できるだけ本店、支店又は営業所毎に申請してください。
- (3) 「4. 対応可能な応急復旧工事」欄は、当てはまるもの全ての番号に○印を記入してください。応急復旧工事の種別に関する詳細は、別紙、又は「風水害等による被災住宅の応急復旧マニュアル（6頁）」を参照してください。
- (4) 「4. 対応可能な応急復旧工事」欄において「12. その他」を選ばれる場合は、具体的な応急復旧工事の内容を記入してください。
- (5) 「5. 応急復旧工事対応可能地域」は、次表に記入してください。

【対応可能地域一覧表】

事業者名	合併前の区域			
現在の区域	合併前の区域			
A0. 松江市	A1. 旧松江市	A2. 鹿島町	A3. 島根町	A4. 美保関町
	A5. 八雲村	A6. 玉湯町	A7. 宍道町	A8. 八束町
	A9. 東出雲町			
B0. 浜田市	B1. 旧浜田市	B2. 金城町	B3. 旭町	B4. 弥栄村
	B5. 三隅町			
C0. 出雲市	C1. 旧出雲市	C2. 平田市	C3. 佐田町	C4. 多伎町
	C5. 湖陵町	C6. 大社町	C7. 斐川町	
D0. 益田市	D1. 旧益田市	D2. 美都町	D3 匹見町	
E0. 大田市	E1. 旧大田市	E2. 温泉津町	E3. 仁摩町	
F0. 安来市	F1. 旧安来市	F2. 広瀬町	F3. 伯太町	
G0. 江津市	G1. 旧江津市	G2. 桜江町		
H0. 雲南市	H1. 大東町	H2. 加茂町	H3. 木次町	H4. 三刀屋町
	H5. 吉田村	H6 掛合町		
I0. 奥出雲町	I1. 仁多町	I2. 横田町		
J0. 飯南町	J1. 頓原町	J2. 赤来町		
K0. 川本町				
L0. 美郷町	L1. 邑智町	L2. 大和村		
M0. 邑南町	M1. 羽須美村	M2. 瑞穂町	M3 石見町	
N0. 津和野町	N1. 旧津和野町	N2. 日原町		
O0. 吉賀町	O1. 柿木村	O2. 六日市町		
P0. 海士町	P0. 西ノ島町	P0. 知夫村		
Q0. 隠岐の島町	Q1. 西郷町	Q2. 布施村	Q3. 五箇村	Q4. 都万村
R0. 県内全域				
(参考) 応急復旧相談員の在籍の有無			有 ・ 無	

【記入上の留意事項】

- ・ 「応急復旧工事対応可能地域」は、当てはまる市町村全ての番号に○印を記入してください。例えば、現在の松江市全域を対応地域とする場合は、A0 に○印を記入し、旧の松江市と東出雲町だけを対応地域とする場合は、A1 と A9 に○印を記入してください。
- ・ 最下行の「(参考) 応急復旧相談員の在籍の有無」は、どちらかに○印を記入してください。

7. 応急復旧協力工事協力会名簿

応急復旧工事協力会名簿

地区	事業者名		代表者氏名	所在地	対応可能地域	応急復旧対応連絡担当者	電話番号	FAX番号	E-mail	対応可能な 応急復旧工事	備考 (応急復旧相談員 の在籍の有無)
	商号又は名称	本店又は支店等									

8. 参考文献リスト

序章、第 1 章、第 2 章

- ・台風等による被災住宅の応急復旧マニュアル
(財団法人住宅リフォーム、紛争処理支援センター H18.3)

第 3 章

- ・被災者の住まいに関する相談、情報提供マニュアル
(内閣府防災担当 H28.3)
- ・被災者支援チェックリスト
(関東弁護士会連合会)

第 4 章

- ・水害にあったときに
(震災がつなぐ全国ネットワーク R3.7)
- ・建物被害調査のトリセツ
(常葉大学附属社会災害研究センター)
- ・浸水被害を受けた住宅の復旧における注意事項
(地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部 H28.10)
- ・家屋の浸水対策マニュアル：わが家の大雨対策
(財団法人日本建築防災協会 H13.7)
- ・台風 19 号災害 復旧にむけたアドバイス資料
(長野県建築相談連絡会、長野県災害支援建築団体連絡会)

添付資料

- ・台風等による被災住宅の応急復旧マニュアル
(財団法人住宅リフォーム、紛争処理支援センター H18.3)
- ・被災者支援に関する各種制度の概要
(内閣府 H28.11)
- ・住宅リフォームガイドブック（令和 3 年度版）
(一般社団法人住宅リフォーム推進協議会)
- ・被災者支援チェックリスト
(関東弁護士会連合会)
- ・平成 29 年 7 月九州北部豪雨被災者の皆様への生活支援
(総務省 九州管区行政評価局 H29.5)

島根県建築住宅施策推進協議会について

本協議会は、島根県内の地方公共団体との連携により建築住宅施策を推進し、建築住宅関連産業の発展等に寄与することを目的として、令和元年12月に設立した団体です。

会員団体名	備考
(一社) 島根県建築士会	
(一社) 島根県建築士事務所協会	
(一社) 島根県建設業協会	
(一社) 島根県建築技術協会	
(一社) 島根県住まいづくり協会	
(一社) 島根県建築組合連合会	
(一社) 島根県電業協会	
(一社) 島根県管工事業協会	
(一社) 島根県浄化槽協会	
(一社) 島根県木材協会	
石州瓦工業組合	
島根県左官工業協同組合	
島根県建具協同組合	
協同組合建築技術センター	
(一財) 島根県建築住宅センター	
(公社) 全日本不動産協会島根県本部	
島根県畳事業協同組合	

風水害等による被災住宅の応急復旧マニュアル
(改訂版 Vo.1)

発 行 島根県建築住宅施策推進協議会

発行年月 令和 2 年 12 月

改訂年月 令和 4 年 5 月